

令和5年第1回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第1回定例会
2	開会	令和5年 3月 8日
3	閉会	令和5年 3月15日
4	会期	8日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	8日 出席11名 欠席 0名 9日 出席11名 欠席 0名 15日 出席11名 欠席 0名
6	議案件数	35件（うち議員提出6件）
7	議決の状況	(1)原案可決 28件 (2)原案承認 1件 (3)採 択 5件 (4)原案同意 1件
8	法第99条の意見書	5件
9	委員会	予算審査特別委員会付託 1件
10	その他	傍聴者 8日 3名 9日 12名 15日 3名
11	会議書の写し	別紙のとおり添付
12	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和5年 第1回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和5年3月8日（水）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 恵 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 恵 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	加 藤 真 悟
9番	川 幡 宗 宏	10番	細 川 美喜男
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

6番	本 間 秀 正	8番	加 藤 真 悟
----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	斉 藤 隆	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	小 笠 原 正 和
監 査 委 員	白 倉 敏 美		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	藤 田 雅 章
税 務 課 長	渡 辺 廣 貴	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子
産 業 振 興 課 長	岩 本 聖	都 市 整 備 課 長	黒 島 滋 規
会 計 管 理 者	蛭 沢 千 晴	病 院 事 務 長	渡 部 浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	鈴 木 潤 也	生涯学習課参事	原 田 光 一
--------	---------	---------	---------

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	笠 原 大 介
-----------	---------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 笠原大介
10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田隆樹
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

- 議長 おはようございます。
本日をもって召集されました令和5年第1回南幌町議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。
6番 本間 秀正議員、8番 加藤 真悟議員。以上御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。
先に、議会運営委員会委員長から、本定例会の運営について報告の申出がありましたので、これを許します。
9番 川幡 宗宏議員。
- 川幡議員 令和5年第1回議会定例会の運営について、去る3月1日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として特別委員会報告1件、条例1件、各委員会所管事務調査1件、町からは宣言1件、執行方針2件、名誉町民の推薦1件、令和4年度各会計補正予算6件、条例関係11件、令和5年度各会計予算7件、であります。
以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日3月8日から3月16日までの9日間とすることで意見の一致をみております。
最後に、今定例会は新年度予算の審議等もあり開催期間が長くなることから、議会運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は3月8日から3月16日までの9日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
(なしの声。)
御異議なしと認めます。よって本定例会は3月8日から3月16日までの9日間と決定をいたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告は御手元に配布したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。
・2番目 南幌町議会報告懇談会実施報告をいたします。
本件につきましては、令和4年第1回議会定例会において議員全

員の派遣を議決して実施したものであります。これより、南幌町議会まちづくり特別委員会委員長より報告させます。

7番 石川 康弘議員。

石川議員

それでは、令和4年6月と12月に行われました議会報告懇談会の結果を御報告申し上げます。

南幌町議会報告懇談会実施報告。令和4年第1回南幌町議会定例会において、議員全員の派遣を決定した議会報告懇談会を実施したので、その概要を次のとおり報告します。

1、実施日程。令和4年6月25日土曜日、10時からと16時からの2回。令和4年12月17日土曜日、15時からであります。

2、実施内容。日頃の議会活動を報告し、町民との懇談の機会を設け、今後の議会活動に反映していくことを目的に、コロナ感染予防に配慮し開催した。議会の動きや町の情報、各委員会活動報告を行うほか、書面による意見募集も行った。

3、結果。会場には22人の町民皆さんの参加をいただき、活発な意見交換を行った。また、書面による意見募集では8件の意見があった。参加者にアンケート調査を実施し、町民から出された意見や要望等は全体で検討を重ね、今後の議会運営に反映させることとした。

4、まとめ。今後も引き続き幅広く町民の声を聞くとともに、議会として情報提供と説明責任を果たし、開かれた議会を目指していくつもりである。なお、2月25日土曜日にも、今任期最後の議会報告懇談会を実施しています。

以上、報告といたします。

議長

以上で、南幌町議会報告懇談会実施報告につきましては、報告済みといたします。

・3番目 南幌町議会評価提言者会議報告をいたします。

本件につきましては、南幌町議会基本条例に基づき選任した議会評価提言者会議を実施したものであります。これより、議会運営委員会委員長より報告させます。

川幡議員

それでは、令和3年度と令和4年度の2か年にわたり実施してきました、南幌町議会評価提言者会議のご報告を申し上げます。南幌町議会評価提言者会議報告。令和2年10月1日、議会及び議員が担うべき基本事項を定め、議会の活性化を図り、町民の負託に応えられる議会の実現を目指すことを目的として、南幌町議会基本条例が施行されました。南幌町議会が目指すのは、議員の資質向上及び議会活動を支える体制の整備等を定めることで、町民参加を推進する議会及び町民に身近な信頼される議会の実現のため、議会評価提言者会議を実施したので、その概要を次のとおり報告いたします。

1、実施内容。南幌町議会基本条例第15条第1項提言者の協力に基づき、外部から議会を評価し、提言を求めるため、令和3年2月に南幌町議会評価提言者を公募したところ、10名の応募があったことから、選考審査により提言者に選任することを決め、同年4月に委嘱状を交付し、第1回目の評価提言者会議を開催しました。

2、結果。コロナ禍にあって、当初予定したとおりの会議が開催で

きなかったが、そのような状況にあっても、数回の評価提言者会議を開催いたしました。また、本会議や委員会の傍聴、意見交換会にも参加いただき、令和3年度及び令和4年度の評価シートによる議会評価と議会改革や議会活性化などについて、外部から見た提言をいただいた。

3、まとめ。南幌町議会としては、提出いただいた評価にかんがみ、提言を真摯に受け止め、次期、提言者の選任と議会評価に向けて取り組むとともに、さらなる議会の改革・活性化を図ることとする。これからも、町民との協働のもと、鋭意、まちづくりに取り組み、町民の期待に応えるため、自ら議会改革を推し進め、議会の機能をさらに高めていくことに、不断の努力で進めていく。

以上、報告といたします。

議 長 以上で、南幌町議会評価提言者会議報告につきましては、報告済みといたします。

・4番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長 本議会定例会にあたり、3件の行政報告を行います。

初めに、新型コロナウイルス対応経済対策等の進捗状況についてご報告します。生活応援チケット事業につきましては、全町民7,457名と、追加実施した70歳以上の高齢者1,995名を対象にチケットを配布し、最終の利用状況は、額面総額2,835万6,000円のうち2,773万円で、利用率は97.8%となりました。次に、緊急営農支援事業につきましては、1月18日に南幌町農業協同組合を通じて、個人135件、法人17件、合計152件の農業経営体に対し、支援金総額4,000万円を給付しました。支援金の内訳は、1経営体当たり5万円の戸数割が760万円、経営面積割は、対象面積5,127.92ヘクタールで3,240万円となりました。最後に、中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金事業につきましては、法人80社、個人63社、計143社の申請があり、支給総額は1,110万円となりました。

次に、あったか灯油支給事業の実施結果についてご報告します。灯油価格の高騰に伴い、高齢者、障がい者、ひとり親世帯の町民税非課税世帯を対象に実施した本事業につきましては、12月12日から1月20日までの受付期間において、438件の申請があり、支給決定396件、支給費総額514万8,000円をもって事業を終了しました。

最後に、子育て世代住宅建築費助成事業についてご報告します。本町の定住人口の増加を図るため、子育て世代を対象とした本事業については、本年度の認定申請件数は、町外88件、町内8件の96件で、昨年度の認定分を含め、年度内に102棟の住宅が完成する見込みです。また、みどり野きた住まいるヴィレッジについては、本年度2棟が新築され、全体で14棟となり、今後も新たな建築が進められる予定です。引き続き、町の移住定住、みどり野団地の販売促進の取り組みを進めてまいります。以上、一般行政報告とします。

議 長 以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 南幌町ゼロカーボンシティ宣言を行います。

本件について町長から発言の申出がありますので、許可します。町長。

町長 議長のお許しをいただき、この場をお借りしまして、南幌町ゼロカーボンシティ宣言をさせていただきます。

現在、世界的な気候変動問題への対応が課題となっており、国や北海道においてもその課題解決のため様々な取組が進められています。本町におきましても、これらの課題に対して積極的に取り組んでいくことを表明するものであります。朗読をもって、宣言に代えさせていただきます。

南幌町ゼロカーボンシティ宣言。2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指して。

近年、地球温暖化が原因とされる世界的な気候変動は、深刻な自然災害をもたらしており、国内においても平均気温の上昇、集中豪雨や大型台風などによる被害、農作物や生態系への影響が観測され、地球温暖化対策は喫緊の課題となっています。

2015年12月に採択されたパリ協定では、「世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5℃までに抑える努力をする」ことが国際的な目標として広く共有され、この目標を達成するためには、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることが必要とされています。

我が国では、2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言され、北海道においても、地域資源を最大限活用しながら、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進める「ゼロカーボン北海道」の実現を目指すこととしています。

このような国内外の動向を踏まえ、南幌町においても、これまで公共施設への再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの実践などに取り組んできましたが、町民や事業者、町が一体となり、さらなる地球温暖化対策を推進することが必要です。

先人から受け継がれた南幌町の豊かな自然環境と美しい田園風景を守り、未来を担う次世代へと引き継ぐため、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「南幌町ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことをここに宣言します。令和5年3月8日 南幌町長 大崎 貞二。

議長 以上で、南幌町ゼロカーボンシティ宣言を終わります。

●日程5 令和5年度 町政執行方針演説を行います。

町長。

町長 (令和5年度町政執行方針演説をする。)

議長 以上で、町政執行方針演説を終わります。

場内時計で10時40分まで、暫時休憩をいたします。

(午前10時28分)

(午前10時40分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

教育長
議長

●日程6 令和5年度教育行政執行方針演説を行います。教育長。
(令和5年度教育行政執行方針演説をする。)

以上で、教育行政執行方針演説を終わります。

両執行方針演説につきましては、ただいまをもって終結いたします。

なお、両執行方針に対する質問につきましては、一般質問について執り行うことにいたしたいと思っております。御承知願います。

●日程7 報告第1号 南幌町議会まちづくり特別委員会終報告についてを議題といたします。

最終報告について南幌町議会まちづくり特別委員長より報告願います。

7番 石川 康弘議員。

石川議員

報告第1号 南幌町議会まちづくり特別委員会最終報告について。議会として住民の目線でまちづくりを精査しながら集中的に審議し、最終的にまとめましたので報告いたします。

南幌町議会まちづくり特別委員会最終報告。最終報告にあたり。少子高齢化と人口減少が進む中で、地方自治のあり方が問われる時代になりましたが、本町では人口減少を食い止めるために、きた住まいるヴィレッジによる宅地分譲と、子育て支援政策をあわせて実施したことで、減少傾向から脱するまでになりました。また、販売に苦慮していた工業団地は交通アクセスなどによる効果や、隣まちのプロ野球本拠地移転による経済効果で完売するまでになり、数々の懸案とされた課題が解決の方向に向いてきました。そのような中で、議会では「開かれた議会」を目標に、細かな見直しを図るなど議会改革を行ってまいりましたが、今期は議会基本条例を制定し、町民との懇談の場を増やしたことや、町民の議会評価提言者制度を取り入れるなど、住民と身近な議会を作るべく取り組んできたところです。しかし、新型コロナウイルス感染症はいまだ終息がみえず、ロシアのウクライナ侵攻と空前の円安により世界的な食糧・エネルギー不足問題と物価高騰は来年度以降も続く予想され、国内経済の先行きはまだ見通せません。ようやく本町の取り組みが成果を表してきたときに、この情勢悪化によって途絶えてしまうことがないように、町と議会は将来を見据えたまちづくりを真摯に取り組むため、来期に向けた指針となるまとめを最終報告として提出いたします。

以下、検討結果項目につきましては、2ページの「まちづくりの理念」から5ページまで議案報告書に記載されておりますので、原文の朗読は省略させていただきます。6ページです。

まとめ。本委員会は、南幌町の地域力が試される時代にあることをしっかり認識し、我が国の人口減少と少子高齢化社会を如何に乗り越えていけるかが課題と捉えています。幸い本町は人口減少が留まったところではありますが、今後も産・官・民の連携で知恵を出し合い、地の利を活かしたまちづくり実現のために新時代に向けての指針を提示し、「住んでいて良かった」と皆が実感できるまちにするために、これからも議論していかなければならないと思っています。町議会は町民との対話を通じて、これからもより良いまちづくりに取り組んでま

います。

議 長 以上、南幌町議会まちづくり特別委員会の最終報告書を議会の総意として報告いたします。

以上で、南幌町議会まちづくり特別委員会最終報告については報告済といたします。

●日程 8 議案第 4 号 名誉町民の推薦についてを議題といたします。

町 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました 議案第 4 号 名誉町民の推薦につきまして、提案理由を申し上げます。

三好 富士夫氏は、平成 7 年 3 月より議会議員として 9 年 9 か月にわたり在職され、さらに平成 15 年 4 月からは議会議長を歴任されたのをはじめ、平成 17 年 1 月から 15 年 7 ヶ月もの永きにわたり南幌町長として在職され、この間、高邁な政治信念をもって町政の推進に努力を傾注し、南幌町の発展に多大な貢献をされました。

これらの功績に対し、南幌町名誉町民に関する条例に基づき、名誉町民の称号を贈るため、本案を提案するものです。

ご賛同賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

議 長 お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第 4 号 名誉町民の推薦については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声。)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程 9 議案第 5 号から日程 14 議案第 10 号までの 6 議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程 9 議案第 5 号 令和 4 年度南幌町一般会計補正予算 (第 9 号)

●日程 10 議案第 6 号 令和 4 年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

●日程 11 議案第 7 号 令和 4 年度南幌町病院事業会計補正予算 (第 3 号)

●日程 12 議案第 8 号 令和 4 年度南幌町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

●日程 13 議案第 9 号 令和 4 年度南幌町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

●日程 14 議案第 10 号 令和 4 年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

以上 6 議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました 議案第5号から議案第10号までの6議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第5号 令和4年度南幌町一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳出では、生活交通確保対策負担金、障がい者自立支援給付事業費、保育施設等給付費の追加、移住体験住宅建築工事費、病院事業会計繰出金、南空知消防組合負担金の減額、歳入では、町税、普通交付税、企業版ふるさと応援寄附金の追加、並びに事務事業の精査が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,390万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億8,378万1,000円とするものです。

次に、議案第6号 令和4年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出では、保険給付費、基金積立金の追加、歳入では、道支出金、一般会計繰入金の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,757万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,745万4,000円とするものです。

次に、議案第7号 令和4年度南幌町病院事業会計補正予算（第3号）につきましては、入院及び外来収益、一般会計繰入金、並びに事務事業費の精査が主な理由です。

その結果、収益的収入では、既定予算に817万5,000円を追加し、7億8,304万6,000円とし、収益的支出では、既定予算から1,765万9,000円を減額し、7億2,851万5,000円とするものです。

資本的収入では、既定予算から87万7,000円を減額し、3,345万6,000円とし、資本的支出では、既定予算から83万7,000円を減額し、4,523万6,000円とするものです。

次に、議案第8号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳出では、南幌関連工事負担金、地方債償還額並びに各事業費の確定による減額、歳入では、江別市公共下水道事業起債償還分負担金、下水道使用料、下水道事業債の減額、一般会計繰入金の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,825万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,399万7,000円とするものです。

次に、議案第9号 令和4年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出では、基金積立金の追加、保険給付費、地域支援事業費の減額、歳入では、介護保険料の追加、国庫支出金、支払基金交付金、並びに一般会計繰入金の減額が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ502万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,627万3,000円とするものです。

次に、議案第10号 令和4年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域連

合納付金の追加、歳入では、後期高齢者医療保険料、繰越金の追加、一般会計繰入金の減額が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,959万6,000円とするものです。

議案第5号につきましては副町長が、議案第6号及び議案第10号につきましては住民課長が、議案第7号につきましては病院事務長が、議案第8号につきましては都市整備課長が、議案第9号につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第5号 令和4年度南幌町一般会計補正予算（第9号）の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。予算書18ページをごらんください。1款議会費1項1目議会費、補正額168万円の減額です。議会運営経費で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により多良木町行政視察が中止となったことから係る経費を減額するものです。

次に、2款総務費1項3目財産管理費、補正額50万円の追加です。財産管理経費で企業版ふるさと応援寄附金を積み立てるものです。

4目企画振興費、補正額1,555万1,000円の減額です。移住促進事業で、事業費の確定による減額、生活路線等交通対策事業で、夕鉄バス路線の維持確保に係る負担金の追加、姉妹町交流事業で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった、児童交流及び職員等交流事業に係る姉妹交流推進委員会交付金を減額するものです。

9目職員給与費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。次ページにまいります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額504万2,000円の減額です。国民健康保険特別会計繰出金で、269万円の追加です。詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業で、事業費の確定により減額するものです。住民税非課税世帯並びに家計急変世帯に対し、1世帯あたり5万円給付したもので、899世帯、4,495万円の実績となっています。社会福祉総務経費で、あったか灯油支給事業で、事業費の確定により減額するものです。高齢者、障がい者、ひとり親世帯を対象として、1世帯あたり1万3,000円を助成したもので、396世帯、514万8,000円の実績となっています。

2目障がい者福祉費、補正額656万6,000円の追加です。地域生活支援事業で、委託料の実績等の精査、障がい者福祉経費で、扶助費の実績及び今後の見込みにより追加するものです。

3目高齢者福祉費、補正額276万円の減額です。介護保険特別会計繰出金で、詳細は後ほど特別会計補正予算で説明いたします。次ページにまいります。

4目重度心身障がい者福祉費、補正額500万円の減額です。重度

心身障がい者医療費助成経費で、実績等により精査するものです。

7 目後期高齢者医療費、補正額 1 6 0 万 1, 0 0 0 円の減額です。後期高齢者医療事業で、詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

次に、2 項 1 目児童福祉総務費、補正額 1 6 万 3, 0 0 0 円の追加です。学童保育事業で、事業費の確定による減額、子育て世帯生活支援特別給付金事業で、令和 3 年度子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金等の確定に伴い、過年度返還金を追加するものです。次ページにまいります。

3 目保育所費、補正額 1, 0 0 3 万 8, 0 0 0 円の追加です。保育所等運営補助事業で、保育所、認定こども園における利用者の増加等に伴い、保育施設等給付費を追加するものです。

次に、4 款衛生費 1 項 2 目予防費、補正額 4 8 6 万 8, 0 0 0 円の追加です。新型コロナウイルスワクチン接種事業で、令和 2 年度並びに令和 3 年度繰越分に係るワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の確定に伴い、過年度返還金を追加するものです。

3 目環境衛生費、補正額 4 7 万 2, 0 0 0 円の減額です。南空知葬斎組合負担金の確定によるものです。

4 目病院費、補正額 2, 0 4 8 万 3, 0 0 0 円の減額です。病院事業会計繰出金で、詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。次ページにまいります。

2 項 1 目じん芥処理費、補正額 5 6 万円の追加です。ごみ処理対策事業で、南空知公衆衛生組合及び道央廃棄物処理組合の負担金の確定によるものです。

3 目合併処理浄化槽整備事業費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

次に、3 項 1 目上水道施設費、補正額 6 1 万 7, 0 0 0 円の追加です。長幌上水道企業団負担金の確定により追加するものです。

次に、5 款農林水産業費 1 項 2 目農業振興費、補正額 1, 2 5 5 万 5, 0 0 0 円の減額です。次ページにかけて、耕地利用高度化推進事業で、事業確定による減額、農業経営高度化促進事業で、農業経営高度化促進事業負担金、担い手育成対策事業で、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金、国産小麦産地生産性向上事業補助金、環境保全型農業直接支援対策事業で、環境保全型農業直接支援対策事業補助金、それぞれ事業費の確定により減額するものです。

3 目農地費、補正額 8 1 万 9, 0 0 0 円の減額です。土地改良事業経費で、道央圏連絡道路整備に係る鶴城地区農道用地補償費の確定により減額するものです。

4 目機場施設管理費、補正額 2 6 万 6, 0 0 0 円の追加です。次ページにかけて、機場施設管理事業で、揚排水機場管理費負担金、豊幌排水機場維持管理費負担金の確定により追加するものです。

次に、6 款商工費 1 項 1 目商工振興費、補正額 2, 7 9 8 万 9, 0 0 0 円の減額です。中小企業資金利子補給事業で、中小企業総合振興資金利子補給補助金の確定による減額、緊急経済支援事業で、小規模

事業者持続化特別補助金、中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金、それぞれ事業費の確定により減額するものです。次ページにまいります。

7款土木費2項2目道路維持費、補正額569万9,000円の減額です。町道管理経費で、橋梁点検業務、町道西21号舗装改修工事、第3西13号橋改修工事、それぞれ事業費の確定により減額するものです。

3項2目公園費、補正額848万2,000円の減額です。公園施設管理事業で、中央公園トイレ基本計画・実施設計業務、中央公園大型滑り台改修工事、それぞれ事業費の確定により減額するものです。

3目公共下水道費、補正額150万9,000円の追加です。下水道事業特別会計繰出金で、詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。次ページにまいります。

8款消防費1項1目消防費、補正額954万3,000円の減額です。南空知消防組合負担金を減額するものです。内容につきましては、消防費に関する明細で説明いたします。予算書32ページをごらんください。

歳入、消防費、補正額760万4,000円の追加です。令和3年度決算に伴う繰越金を追加するものです。次ページにまいります。

歳出、消防費、補正額193万9,000円の減額です。消防組合本部運営助成事業で65万9,000円の減額、消防南幌支署運営事業で128万円の減額です。それぞれ事業費の精査によるものです。予算書26ページにお戻りください。

9款教育費1項3目教育振興費、補正額108万8,000円の減額です。高等学校等通学費補助事業で、転入による補助対象者の増加による追加、中学生国際留学プログラム事業で、事業費の確定により減額するものです。次ページにまいります。

2項1目学校管理費、補正額74万8,000円の追加です。校舎管理経費で、南幌小学校暖房配管の修繕に要する経費を追加するものです。

次に、4項6目生涯学習センター管理費、補正額20万円の追加です。生涯学習センター運営経費で、図書購入に対する寄附をいただいたことから、係る経費を追加するものです。

次に、10款公債費1項1目元金、補正額97万2,000円の減額です。地方債償還元金の確定によるものです。

2目利子、補正額20万4,000円の減額です。地方債償還利子の確定によるものです。

次に、歳入の説明を行います。予算書13ページをお開きください。1款町税1項1目個人、補正額922万7,000円の追加です。

4項1目町たばこ税、補正額1,391万1,000円の追加です。それぞれ現年課税分の収納見込みにより追加するものです。

次に、11款地方交付税1項1目地方交付税、補正額4,768万9,000円の追加です。普通交付税再算定によるもので、本年度の普通交付税額は22億9,165万1,000円となり、昨年度の交

付額より826万6,000円の増となります。

次に、13款分担金及び負担金2項2目衛生費負担金、補正額6万1,000円の追加です。長幌第2浄水場改築事業負担金の確定によるものです。次ページにまいります。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額1,208万3,000円の追加です。それぞれ事業費の確定により追加するものです。

次に、2項1目総務費国庫補助金、補正額270万円の減額。

2目民生費国庫補助金、補正額586万円の減額。

3目衛生費国庫補助金、補正額54万9,000円の減額。

4目土木費国庫補助金、補正額160万円の追加です。それぞれ事業費の確定により精査するものです。次ページにまいります。

16款道支出金、1項1目民生費道負担金、補正額666万9,000円の追加です。それぞれ事業費の確定により精査するものです。

2項1目総務費道補助金、補正額1,070万円の減額です。移住体験住宅建築に係る補助金で、事業費の確定により減額するものです。

2目民生費道補助金、補正額225万円の減額です。4節重度心身障がい者福祉費道補助金で、事業費の確定による減額、7節社会福祉費道補助金で、あったか灯油支給事業に係る補助金です。

4目農林水産業費道補助金、補正額379万1,000円の追加です。次ページにかけて、それぞれ事業費の確定により精査するものです。

次に、18款寄附金1項1目一般寄附金、補正額20万円の追加です。一般寄附金で、第11区 河村 由紀男様より叙勲受章に対し寄附をいただいたものです。

2目教育費寄附金、補正額19万円の追加です。教育費寄附金で、北広島市 株式会社クレタ様より、図書購入に対し寄附をいただいたものです。

3目ふるさと応援寄附金、補正額50万円の追加です。企業版ふるさと応援寄附金で、札幌市 株式会社セイコーマート様より寄附をいただいたものです。

次に、19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額1億7,597万6,000円の減額です。財源調整を行うものです。

4目ふるさと応援基金繰入金、補正額40万円の減額です。充当事業の精査に伴い、財源調整を行うものです。次ページにまいります。

21款諸収入5項3目農林水産業収入、補正額550万3,000円の減額です。事業費の確定により減額するものです。

5目雑入、補正額201万2,000円の追加です。事業費の確定により精査するものです。

次に、22款町債1項3目農林水産業債、補正額100万円の減額です。

5目土木債、補正額1,310万円の追加です。それぞれ事業費の確定により精査するものです。

以上、歳入歳出それぞれ9,390万5,000円を減額し、補正

後の総額を70億8,378万1,000円とするものでございます。

次に、債務負担行為補正の説明を行います。予算書7ページをごらんください。第2表 債務負担行為補正、変更です。町有普通乗用車車両譲渡契約、基幹系システム譲渡契約、中小企業総合振興資金利子補給について、事業費の確定により限度額を変更するものです。なお、期間の変更はございません。次ページにまいります。

地方債補正の説明を行います。第3表地方債補正、追加です。公園施設改修事業を追加するものです。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。次ページにまいります。

変更です。農業競争力基盤強化特別対策事業、町道長寿命化整備事業、橋梁長寿命化整備事業、公園施設長寿命化整備事業につきまして、事業費の確定により限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

住民課長

続きまして、議案第6号 令和4年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

初めに、歳出から説明をいたします。予算書8ページをごらんください。2款保険給付費1項1目療養諸費、補正額1,400万円の追加です。本年度の保険給付費の実績見込みにより追加するものです。

次に、2目高額療養費、補正額200万円の追加です。本年度の保険給付費の実績見込みにより追加するものです。

次に、3目出産育児諸費、補正額84万円の減額です。出生数が見込みを下回ったことにより、出産育児一時金を減額するものです。

次に、3款国民健康保険事業費納付金1項1目医療給付費分、補正額はありません。歳入の保険給付費等交付金及び一般会計繰入金の補正に伴い、財源内訳を補正するものです。

次に、6款基金積立金1項1目基金積立金、補正額269万円の追加です。財源調整に伴い追加するものです。これにより、令和4年度末基金残高は、1億5,188万1,000円となる見込みです。次ページにまいります。

8款諸支出金2項1目直診施設勘定繰出金、補正額27万7,000円の減額です。町立南幌病院の医療機器購入に係る保険給付費等交付金の確定に伴い、病院事業会計繰出金を減額するものです。

続いて、歳入の説明をいたします。予算書7ページをごらんください。4款道支出金1項1目保険給付費等交付金、補正額1,488万3,000円の追加です。1節保険給付費等交付金、普通交付金、1,516万円の追加、療養給付費及び高額療養費、それぞれの保険給付費の増加などに伴い追加するものです。2節保険給付費等交付金、特別交付金27万7,000円の減額、特別調整交付金分（市町村向け）で、町立南幌病院の医療機器購入に係る交付金の確定に伴い減額するものです。

次に、6款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額269万円の追加です。国民健康保険基盤安定繰入金及び未就学児均等割保険税繰入金では、保険税軽減分に係る国・道・町の公費財政支援額の確定によ

り追加するものです。次の国民健康保険財政安定化支援事業繰入金では、地方交付税措置額の確定により追加するものです。次の国民健康保険出産育児一時金等繰入金では、出生数が見込みを下回ったことにより減額するものです。

以上、歳入歳出それぞれ1,757万3,000円を追加し、補正後の総額を9億7,745万4,000円とするものです。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

病院事務長。

続きまして、議案第7号 令和4年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)の説明を行います。最初に5ページをお開き願います。収益的収入および支出のうち収入です。1款病院事業収益1項医業収益、補正額2,865万8,000円の追加です。

1目入院収益1節入院収益で、1月末までの実績を踏まえ入院患者1人当たり単価を当初予算の2万3,000円から2万2,300円とし、245万円を減額するものです。

2目外来収益1節外来収益で、1月末までの実績を踏まえ、1日平均の外来患者数を当初予算の60人から64人に、1人当たりの外来単価を当初予算の6,956円から9,200円とし、4,110万8,000円を追加するものです。

2項医業外収益、補正額2,048万3,000円の減額です。

3目他会計負担金1節他会計負担金で、企業債償還支払利息の確定により1万4,000円を減額するものです。

4目他会計繰入金1節一般会計繰入金です。一般会計繰入金のうち、資金不足に伴う繰入金は先ほど説明いたしました医業収益の追加や事業費の精査などにより、当初予算額5,000万円から2,000万円減額し3,000万円とします。そのほか地方交付税の確定などにより、全体で2,046万9,000円を減額するものです。続きまして、6ページをお開き願います。

収益的収入および支出のうち支出です。1款病院事業費用1項医業費用1目給与費、補正額2,155万7,000の減額です。主に、本年度採用に至りませんでした常勤医1名分の給与費の減によるもので、1節給料で889万円、2節職員手当等で914万7,000円をそれぞれ減額します。3節報酬で、常勤医の負担軽減を目的に外来及び当直出張医の確保に要した費用348万円の追加でございます。4節法定福利費で500万円、5節退職給付費で200万円をそれぞれ減額します。職員の給料及び手当等の支払実績に基づく負担金の精査によるものでございます。7ページをごらん願います。

3目経費、補正額309万8,000円の追加です。7節光熱水費で発熱外来棟エアコン暖房の稼働増などで、電気料60万円を追加するものです。8節燃料費では、寒波や降雪の影響で暖房及び正面玄関のロードヒーティングの稼働増で129万8,000円を追加するものです。18節手数料では、PCR検査の増などにより臨床検査120万円を追加するものでございます。

5目資産減耗費、補正額10万円の追加です。使用期限切れの薬品

廃棄によるものでございます。

2項医業外費用3目雑損失1節雑損失で、消費税の課税対象収入の増により、消費税納税分70万円を追加するものです。8ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち、収入です。1款資本的収入2項繰入金1目繰入金、補正額27万7,000円の減額です。1節国保会計繰入金で、医療機器購入補助費の確定に伴いまして、補助金27万7,000円を減額するものです。

3項企業債1目企業債、補正額60万円の減額です。1節企業債で、医療機器購入費及び病院設備整備事業費の確定に伴い、事業債をそれぞれ30万円減額するものです。

資本的収入及び支出のうち、支出です。1款資本的支出1項建設改良費1目固定資産購入費で56万6,000円の減額です。1節機械及び備品購入費です。除細動器購入費の確定によるものでございます。

2目病院整備事業費で27万1,000円の減額です。1節工事請負費で、高圧受変電設備改修工事費の確定によるものです。1ページにお戻り願います。

第2条です。(1)年間延患者数のうち、入院は既定予定数の1万4,600人から100人減の1万4,500人に、外来は1万4,590人から910人増の1万5,500人に補正するものです。(2)1日平均患者数のうち、外来は既定予定数60人から4人増の64人に補正するものです。

第3条です。収益的収入及び支出につきまして、病院事業収益の総額を既定予算額から817万5,000円追加し、7億8,304万6,000円に、病院事業費用の総額を、同じく既定予算額から1,765万9,000円減額し7億3,673万3,000円に補正するものです。2ページをお開き願います。

第4条です。病院事業会計予算第4条本文括弧書中1,174万円を、1,178万円に改め、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入の総額を既定予算額から87万7,000円減額し、3,345万6,000円に、資本的支出の総額を既定予算額から83万7,000円減額し、4,523万6,000円に補正するものです。なお、収入と支出との差し引きで不足します1,178万円は、損益勘定留保資金で補填します。

第5条です。病院事業会計予算第5条、医療機器購入事業及び病院設備整備事業の起債限度額をそれぞれ30万円減額するものです。

第6条です。経費のうち、給与費につきまして既定予算額から2,155万7,000円減額し、4億3,924万2,000円に補正するものです。

以上で、議案第7号 令和4年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)の説明を終わります。

都市整備課長。

それでは、議案第8号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第5号)の説明を行います。

議 長
都市整備課長

初めに歳出から説明いたします。9ページをごらんください。1款下水道事業費1項2目管理費、補正額77万3,000円の減額です。12節委託料は、汚水処理に係る施設管理業務の精査による減額です。18節負担金補助及び交付金は、江別市起債償還負担金の額の利率確定による減額です。

3目建設費、補正額8,745万7,000円の減額です。12節委託料は、計画策定業務の精査による減額です。14節工事請負費は、新たな公共樹の設置がなかったことによる減額です。18節負担金補助及び交付金は、江別市南幌関連工事負担金の確定による減額です。

2款公債費1項1目元金、補正額37万8,000円の減額です。2目利子、補正額35万円の追加です。いずれも借入れを行っている公債費の利率確定によるものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。8ページをごらんください。1款分担金及び負担金1項1目下水道事業負担金、補正額6万7,000円の減額です。2節管理費負担金は、道住宅供給公社からの江別市下水道事業に対しましての工事負担金に係る起債償還費の額の確定によるものです。

2款使用料及び手数料、補正額300万円の減額です。1節下水道使用料は、使用水量の減少による減額です。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額150万9,000円の追加です。歳出の精査及び歳入では負担金、使用料並びに町債の確定により追加するものです。

7款町債1項1目下水道事業債、補正額8,670万円の減額です。1節下水道整備事業債は、江別市南幌関連工事負担金が確定したことから減額するものです。

以上、歳入歳出それぞれ8,825万8,000円を減額し、補正後の総額を2億1,399万7,000円とするものです。次に、5ページをごらんください。

第2表、地方債補正の説明を行います。歳出で説明いたしました、江別市南幌関連負担事業の額が確定したことによる限度額の変更です。起債の目的、江別市南幌関連負担事業、補正前の限度額9,070万円を、補正後の限度額400万円とし、8,670万円を減額するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。続きまして、11ページをごらんください。

地方債に関する調査につきましては、南幌公共下水道事業に対しまして地方債の現在高見込額を、今回の補正額にあわせて変更するものです。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

保健福祉課長。

それでは、議案第9号 令和4年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明をいたします。

初めに歳出の説明をいたします。11ページをごらんください。2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費、補正額1,100万円の減額です。

議 長
保健福祉課長

2目地域密着型介護サービス給付費、補正額500万円の減額です。
3目施設介護サービス給付費、補正額200万円の減額です。
5目居宅介護住宅改修費、補正額4万円の追加です。12ページを
ごらんください。

2項1目介護予防サービス給付費、補正額50万円の追加です。

3目介護予防福祉用具購入費、補正額10万7,000円の追加で
す。

4目介護予防住宅改修費、補正額40万円の追加です。

次に、6項1目特定入所者介護サービス費、補正額200万円の減
額です。次ページにまいります。

3款地域支援事業費1項1目介護予防生活支援サービス事業費、補
正額112万円の減額です。

次に、2項6目任意事業費、補正額131万1,000円の減額で
す。以上、保険給付費並びに地域支援事業費の補正につきましては、
利用実績の精査に伴うものでございます。

次に、4款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金、補正
額1,635万9,000円の追加です。財源調整に伴い追加するも
のでございます。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。1款
介護保険料1項1目第1号被保険者保険料、補正額、現年度分368
万6,000円の追加です。被保険者数と保険料段階の精査によるも
のです。

2款国庫支出金1項1目介護給付費負担金、補正額889万3,0
00円の減額で、現年度分986万4,000円の減額、過年度分9
7万1,000円の追加です。

次に、2項1目調整交付金、補正額431万4,000円の追加で
す。

2目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）、補正額
22万4,000円の減額です。

3目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業以外の地
域支援）、補正額50万5,000円の減額です。8ページ中段をごら
んください。

3款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金、補正額29万2,
000円の減額です。

2目地域支援事業交付金、補正額30万3,000円の減額です。

4款道支出金1項1目介護給付費負担金、補正額34万4,000
円の追加です。次ページにまいります。

2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、
補正額14万円の減額です。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の
地域支援）、補正額25万2,000円の減額です。

6款繰入金1項1目介護給付費繰入金、補正額236万8,000
円の減額です。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正

額14万円の減額です。

3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援）、補正額25万2,000円の減額です。歳入の補正の主な理由につきましては、歳出で説明いたしました保険給付費や地域支援事業などの精査によるものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ502万5,000円を減額し、補正後の総額を8億4,627万3,000円とするものでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

議 長
住民課長

住民課長。

続きまして、議案第10号 令和4年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

初めに、歳出から説明をいたします。予算書8ページをごらんください。2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額4,000円の追加です。事務費負担金（広域連合共通経費分）では、令和4年度負担金の確定により減額するものです。次の保険料等負担金では、令和4年度保険料収納見込により追加するものです。次の保険基盤安定負担金では、令和4年度負担金の確定により減額するものです。

続いて、歳入の説明をいたします。予算書7ページをごらんください。1款後期高齢者医療保険料1項1目後期高齢者医療保険料、補正額149万4,000円の追加です。令和4年度保険料収納見込みにより追加するものです。

次に、3款繰入金1項1目事務費繰入金、補正額52万9,000円の減額です。事務費の確定に伴い減額するものです。

次に、2目保険基盤安定繰入金、補正額107万2,000円の減額です。保険基盤安定繰入金の確定により減額するものです。

次に、4款繰越金1項1目繰越金、補正額11万1,000円の追加です。令和3年度繰越金の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ4,000円を追加し、補正後の総額を1億1,959万6,000円とするものです。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

議 長

ここで、昼食のため、1時15分まで休憩をいたします。

（午後 0時00分）

（午後 1時15分）

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前中に補正予算の説明が終わっていますので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第5号 令和4年度南幌町一般会計補正予算（第9号）の質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第6号 令和4年度南幌町国民健康保険特別会計補正予

算（第3号）の質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第7号 令和4年度南幌町病院事業会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第8号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 令和4年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第10号 令和4年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第10号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本6議案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。採決にあたりましては議案ごとに行います。

議案第5号 令和4年度南幌町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第6号 令和4年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第7号 令和4年度南幌町病院事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第8号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第9号 令和4年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第10号 令和4年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程15 議案第11号から日程23 議案第18号までの8議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

- 日程15 議案第11号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程16 議案第12号 令和5年度南幌町一般会計予算
- 日程17 議案第13号 令和5年度南幌町国民健康保険特別会計予算
- 日程18 議案第14号 令和5年度南幌町病院事業会計予算
- 日程19 議案第15号 令和5年度南幌町下水道事業特別会計予算
- 日程20 議案第16号 令和5年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程21 議案第17号 令和5年度南幌町介護保険特別会計予算
- 日程22 議案第18号 令和5年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上、8議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました 議案第11号から議案第18号までの8議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第11号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきましては、健康保険法施行令の改正に伴い、本案を提案するものです。

次に、議案第12号から議案第18号までの7議案につきましては、令和5年度における南幌町一般会計予算及び各種特別会計予算であり、概要につきましては、別途配付いたしました令和5年度南幌町各会計予算編成の概要により、副町長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 予算編成概要の説明を求めます。副町長。
副町長 (予算編成概要の朗読により説明する。)
議長 ただいま上程されました8議案の取扱いについてお諮りいたします。

川幡議員 9番 川幡 宗宏議員。
ただいま上程されました令和5年度各会計予算及び関連条例議案等につきましても、議長を除く10名による予算審査特別委員会を設置し、本16議案を付託し、休会中に審査してはいかがと思いますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。ただいまの川幡 宗宏議員の御発言は、10名による予算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります。そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本8議案は予算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

川幡議員 9番 川幡 宗宏議員。
ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長には本間 秀正議員、副委員長には熊木 恵子議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。ただいま、川幡 宗宏議員からの提案がありましたとおり、委員長には本間 秀正議員、副委員長には熊木 恵子議員との御発言であります。そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって委員長には本間 秀正議員、副委員長には熊木 恵子議員と決定をいたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。9日午前9時30分まで延会としたいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって9日午前9時30分まで延会といたします。

御苦労さまでした。

(午後 1時37分)

令和5年 第1回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

令和5年3月9日（木）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 恵 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 恵 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	加 藤 真 悟
9番	川 幡 宗 宏	10番	細 川 美喜男
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

6番	本 間 秀 正	8番	加 藤 真 悟
----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	斉 藤 隆	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	小 笠 原 正 和
監 査 委 員	白 倉 敏 美		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	藤 田 雅 章
税 務 課 長	渡 辺 廣 貴	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子
産 業 振 興 課 長	岩 本 聖	都 市 整 備 課 長	黒 島 滋 規
会 計 管 理 者	蛭 沢 千 晴	病 院 事 務 長	渡 部 浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	鈴 木 潤 也	生涯学習課参事	原 田 光 一
--------	---------	---------	---------

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	笠 原 大 介
-----------	---------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 笠原大介
10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田隆樹
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議長 おはようございます。
8日より延会となっております令和5年第1回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

●日程23 一般質問を行います。
本定例会の一般質問通告者は6名でございます。
一般質問につきましては、通告順に行います。
7番 石川 康弘議員。

石川議員 それでは、私は町長に質問させていただきます。道央圏連絡道路中樹林道路開通に向けて。執行方針の地域の交通対策について伺います。
道央圏連絡道路中樹林道路は、供用開始に向け、現在工事が進められていますが、沿線住民をはじめ町民皆が心配しているのは、通行車両の走行ルート変更による交通事故と交通渋滞の問題です。国道337号を走る車両で特に大型トラックの多くは、現在8号道路を南北に通過していますが、中樹林道路が開通し、南幌ランプで通行車両が降りることで、周辺道路が混雑することが予想されます。
南幌ランプから8号道路に進むなら、小学校の通学路や中央公園前の通過量が増え交通事故の不安があります。また12号道路に向かうなら路肩が軟弱なので路外転落事故の危険性もあります。
長沼南幌道路の開通には、まだ相当の年数が掛かるので、その間の交通対策が必要なのではないでしょうか。開通まであと数年となり、今からでもそのような住民の不安を解消するための準備が必要だと思うので町長の考えを伺います。

議長 町長。
道央圏連絡道路中樹林道路開通に向けてのご質問にお答えします。
道央圏連絡道路中樹林道路の開通により、本町へのアクセスが向上し、交通や人の流れが大きく変わり本町の活性化に繋がるものと期待するところです。
今後においても、長沼南幌道路の早期完成に向け、関係自治体と連携し要望を行ってまいります。
ご質問の交通対策については、南幌ランプの開通により交通量の増加が予想されますので、町民に対して供用開始に向けた情報提供を行うとともに、栗山警察署と連携した交通安全の啓発活動や通学路の安全確保を行い、あわせて、道路管理者である国と交通安全対策について協議してまいります。

議長 また、国道337号の12号道路については、令和5年度からの2か年で車道・路肩拡幅の本工事が実施されることから、交通の安全性が向上するものと考えます。
7番 石川 康弘議員。
再質問させていただきます。現在の8号道路を通過する大型トラッ

(再質問)

クの多くは、真っすぐ江別と長沼に向けて通過していますが、これで南幌ランプが完成することにより、どのようなコースを通るのか実際に走行車両の調査をしてみました。それによると、江別から来た車が、長沼の道道恵庭栗山線に向かうなら、8号道路か10号道路を通る可能性があります。8号道路に行くまでには、小学校の通学路や、はれっぱのある中央公園前を通過することになりますが、8号道路の右折レーンで渋滞することを避ける車は、その手前の9号交差点で、小学校前を通る車が増えるかもしれませんし、土地感のあるドライバーなら、またさらに手前の10号道路が近道なので、そこを通る可能性もあります。ただ、道路幅や舗装の強度、さらに、小林橋に差しかかる道の急カーブを考えると、大型トレーラーなどのトラックには厳しいものがあるかと思います。次に、国道274号の南長沼ランプへ向かうなら、12号道路を通り長沼町へ入り、市街地を避けて向かうことでしょう。国道337号である12号道路は、全体的に路肩が弱く現在下がったままで、路外へ逸脱する危険性があります。

ただ、先ほどのお答えで、今年度から2か年で本工事を行うとのことですが、南幌ランプが完成するまでには絶対に完了してほしいものだと思っております。さらに、季節により農産物を積んだトラックが多く行き来するので、12号交差点付近が混雑することが心配されます。いずれにせよ、江別側から来た車は、15線道路から左右に分かれるので、とても混み合う可能性が考えられますし、逆に15線道路から南幌ランプに入る車もあるので、右左折車で混み合い、交通渋滞になることもあり得ます。15線道路は町の基幹道路ですから、通行量もあるので、それにより、車の流れを妨げることにならない対策が必要だと思います。そのためには、15線道路に右折レーンの設置が必要だと思うのです。さらに、信号機の設置も必要になってくるのではないのでしょうか。

道央圏連絡道路で、既に開通しているランプを見てきました。それによると、千歳市内の祝梅ランプ及び泉郷ランプの一般道には信号機はありませんが、右左折レーンが設置されています。しかし、道東道との接続するランプと国道274号と接続する南長沼ランプの一般道、さらに当別の国道275号の接続する所にも、信号機と右左折レーンが設置されていました。確かに、主要道路と接続するので、交通量が多いから車線や信号機が設けられたことと思いますが、これらのランプは、いずれも長い期間、道央圏連絡道路暫定開通区間の終点だったという点から考えても、信号機を設置したと思われれます。よって、南幌ランプだって終点になるのですから、当然設置するよう要請すべきだと思うのです。今年からは、北広島のボールパークがオープンするので、この道路が開通したら相当数の一般車両が通行することでしょうし、本町の子ども遊戯施設はれっぱに来る人たちも、この道路を大いに利用することでしょう。今後ますます交通量が増えるであろう本町で、交通事故が起きない対策を今からしっかり準備すべきだと思うのです。南幌長沼道路の開通までにはまだまだ相当年数が掛かることが予想されますが、今から本町としての交通安全対策とあわせて、

関係機関に信号機の設置や道路の拡幅などを求めていってほしいのですが、改めてお伺いします。いかがなものでしょうか。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

初めに、経過等を含めてでございますけども、中樹林道路の開通によりまして、本町への交通アクセスが向上しますし、交流人口の拡大機会でもございます。また、南幌ランプは、石狩湾新港と新千歳空港、苫小牧港の中間に位置してございまして、この後物流拠点として準工業用地の造成を計画し、本年度実施設計を予定しているところでございます。また、子ども室内遊戯施設のオープン、北海道ボールパークFビレッジの開業によりまして、15線道路の中央公園周辺の混雑、そして中樹林道路開通後は、南幌ランプ周辺の通行車両が増加されることから、交通安全対策に努める必要があるということで私も当然考えてございます。

議員申し上げておりましたけども、南幌ランプ、15線道路から、道路の南側の入り口レーンと北側の降り口レーンは、それぞれ分離した形になってございます。設計段階で、本町からは降り口への信号機設置を要望しておりましたけども、北海道開発建設部と北海道警察の協議によりまして、交通量を踏まえ、信号機設置には至らなかったという経緯がございます。それで一時停止交差点ということになってございます。昨年7月、開発局に対しまして、私のほうから今後の交通車両の増加に伴い、南幌交差点付近の渋滞が予想されますことから、渋滞緩和に向けた対策の要望をお願いしているところでございます。

そして、8号道路に通行する場合の交通対策でございますけども、15線道路から7号から10号までは、両側に歩道が設置されております。そして7号、8号、中央公園入口前、9号の各交差点には信号機が設置されております。8号から9号間は通学路ではございますけれども、小学生は中央公園に接続している遊歩道を利用して通学しております。また、子ども室内遊戯施設や中央公園のこれからの整備によりまして、人の往来、交通車両の増加が予想されますことから、さらなる交通安全運動は必要ではあるというように考えてはございます。これから交通安全の啓発指導並びに栗山警察署や道路管理者と十分連携をいたしまして、交通安全対策に、また、啓発に努めてまいりたいというように考えてございます。

それから12号道路に向かう場合のお話でございますけども、先ほど申し上げましたとおり、15線から19線堺橋間につきましては、令和4年度に事業着手されまして、令和5年度は15線から17線、そして令和6年度の期間については、それから18線から栄橋の間について、拡幅工事が予定されております。その拡幅工事によりまして、軟弱地盤対策、そして道路幅につきましては、全体で2.5メートル拡幅される予定でございます。従いまして、12号道路については、安全性が確保されるものと考えてございます。長沼道路の開通までの暫定的な交通緩和対策につきましては、今後も国に対して要請を行うとともに、特に南幌ランプからの降り口にかかります、右折レーンの設置については、また引き続き要請をしまいたいというように考

えてございます。

議 長
石川議員
(再々質問)

7番 石川 康弘議員。

町長もいろいろ要請していただいているということにつきましては確認いたしました。何とかそれは実現していただきたいと思いき、本当に交通事故があつてからでは遅いので、そういった面でも十分ご尽力いただきたいと思いき。

そしてさらに加えて申し上げさせていただきます。冬季間、12号線道路は吹雪のため、防風林がある所ではまだ視界が確認できるので何とか走行できることはあるんですけども、現在工事中の南幌ランプのかいわいは、防風林どころか雪を遮るものが全くないので、ホワイトアウトになって視界不良になる時がしばしばございました。それにより、正面衝突や追突などの交通事故になる危険性があり、以前に、10数台が絡んだ玉突き事故が起こったことがありまして、今年2月にも、正面衝突により双方が大けがをする交通事故がありました。かつてあつた防雪柵は、この工事のために現在撤去されてはいますが、いつまでも危険にさらしておいていいのかと、地域住民は声高に訴えております。だから、道央圏連絡道路の開通とあわせて、南幌ランプにかいわいの15線道路に防雪柵を設置するべきだと思うんですけども、町長はいかがお考えでしょうか。あの場所だけではなく、もう少し範囲を広げた中での15線というふうなことで考えていただきたいと思いき。

とかく、信号機は事故が起きないと設置されないというふうにいわれてはいますが、毎日通勤されている、また、生活のためにそこを通行する人たちからは、15線道路が今のままで南幌ランプが開通したならばとても危険だという、心配する声が多く聞かれております。だから住民に安心してもらえる道路整備を開通にあわせて行っていただきたいと思いき。何度も言いますが、事故が起きてから遅いんです。その点につきましても再度お伺いいたします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

防雪柵の件でございますけれども、現状工事している段階において一時的に撤去したものだと思いきけれども、経過・現状等を確認しまして、交通事故が起きないように、また、それらがもし設置の予定がなければ、また設置について要請してまいりたいというふうに考えてございます。

議 長
西股議員

以上で、石川 康弘議員の一般質問を終わります。

次に、4番 西股 裕司議員。

私のほうからは、行政デジタル化への対応はということで質問させていただきます。本町のデジタル化の推進については、執行方針で、国のDX(デジタル・トランスフォーメーション)推進計画を踏まえ手続きのオンライン化に取り組むとあります。

現在、デジタル庁が中心となり、情報通信技術をあらゆる分野に活用することで、デジタル化により、住民や企業の事務負担の軽減や利便性を向上し、行政事務の簡素化と合理化を図り、効率的・効果的な自治体を実現しようとしています。

これらの基盤となる住民基本台帳のネットワーク化で、全国共通の本人確認ができるシステムは既に構築されていますが、次のステップとして南幌町においてもマイナンバーカードの普及推進に取り組んでおり、インターネット等による行政情報の提供、町民や企業等と自治体間の手続きの電子化、ワンストップサービスの実現等を取り組みの具体的なものとしています。

このように、行政のデジタル化が進められていますが、現段階では具体化されていない状況です。南幌町は今後どのように対応しているかと考えているか、3点町長に伺います。

1、総務省では、マイナンバーカードと健康保険証、運転免許証などの一本化や、ワンストップサービスの実現に向け推進していますが、町ではデジタル化に対応するための担当部署を設置する考えは。

2、DX推進のため、国では外部からの人材登用も視野に入れる旨の案が出されているが、町としてはどのように考えているのか。

3、インターネットを活用し行政手続きを簡素化しようとしているが、現時点でデジタル機器を所有しない方、独居高齢者及びパソコン・スマホが操作できない方々への対応をどのようにしていくのか。

議 長
町 長

町長。

行政デジタル化への対応はのご質問にお答えします。

1点目及び2点目のご質問については、現在、本町においては、国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」の重点取組事項として位置付けられている、令和7年度までの「自治体情報システムの標準化・共通化」に向けて、総務課が担当し、システム事業者や各担当課と連携を図りながら作業を進めていることから、現時点で専門部署の設置は考えていません。

また、今後においては、庁舎内に検討会議を設置し、行政サービスなど町民の利便性の向上に向け調査・研究を行い、必要に応じてデジタル推進専門部署の設置や外部人材の活用について検討してまいります。

3点目のご質問については、行政手続きのデジタル化による利便性向上の啓発を行い、デジタル機器の使用を促すとともに、機器の操作や活用に不安がある高齢者等に対しては、国の「地域連携型デジタル活用支援推進事業」を活用した、「スマホ教室」の開催など、不安解消に向けた取組を進めてまいります。

議 長
西股議員
(再質問)

4番 西股 裕司議員。

どうもありがとうございます。このデジタル化の部分なのですが、すぐに使えて簡単・便利なサービスの提供というのが、町民が期待しているものかなというふうに思います。この中で、1番はやはりマイナンバーカード、これを普及させることによって、それにいろいろ情報を加えていくということで、住民のサービスが提供されていくのかなというふうに思います。

3月7日の閣議決定ですが、マイナンバー法の改正案が閣議決定されております。この中で、いろいろこう出ているんですが、やはり健康保険に関する業務など、約100項目がどんどんこの情報の提供と

いう中に組み込まれていくという話も聞いております。南幌町におきましては、2月末で72%の方がマイナンバーカードを取得し、ほとんどの方が健康保険証ですとか、そういうものを添付したのかなというふうに思います。それと、ちょっと違う資料を見てみると、マイナンバーカードをつくった方は、これはヤフーニュースの関係だったのですが、作成した、作成を検討しているという方が56%ぐらいいるんですが、つくるつもりはないという方が44%ほどいるわけなんです。このマイナンバーカードは必要ないよという方がこれだけいるわけですから、今後どのような形で南幌町としてマイナンバーの取得を増やす形を推進していくのかという部分について、またお答え願えればなというふうに思います。

それで、マイナンバーカード未取得者に対しては、健康保険の関係では資格確認書ですか。これを発行して、これは有料だという案も出されているようなんですが、こういうようないろんな形のものから次に出てくるわけですので、こういう部分についての情報というものを、スピード感を持って町民に知らせていっていただきたいなというふうに思っております。取り留めのないような質問なんですが、今後も便利さをアピールするだけではなくて、不安を払拭するような形で、丁寧に情報を提供していただけるような取り組みというのを検討していただけるかどうか、この辺について伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

西股議員の再質問にお答えいたします。現在、国の推進計画に基づきまして、住民基本台帳、児童手当、各種税金、国民年金、医療保険、それと昨年からの戸籍と印鑑登録の事務が加わりまして、現在主要20事業のシステムの標準化を、令和7年度までに構築すべき準備を進めているところでございます。本町におけますマイナンバーの交付率は、議員のほうからお話をいただきましたけれども、2月末現在で72%ということで、北海道全体では26番目に位置をしております。マイナポイントの付与は2月末で終了しましたけれども、現在、これからの国の指示等はまだまだございませんが、カード交付の普及促進は、今後も当然継続していく必要がございます、これからも同様に、住民への周知は行っていくということで、議員言われる、必要ないと思われる方もいらっしゃると思いますので、その辺、必要性などを丁寧に住民周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、利用促進ということで、高齢者への対策でございますけれども、令和4年度でございますけれども、教育委員会事業でスマホ教室を3回実施いたしました。延べの利用者数は26名でございました。令和5年度につきましても、同様に教育委員会主催の事業を予定しております。さらに、新たに国の事業を活用しまして、高齢者のスマホ教室を全12回開催する予定で、国の事業を申請しているところでございます。デジタル機器を持たれていない方、特に高齢者への利用促進に向けまして広く啓発を行って、また、それに伴う取り組みを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

議 長

4番 西股 裕司議員。

西股議員 取り組みの形は大体分かりましたので、私からはお願いということになるのですが、丁寧に説明をしていただいて、住民が乗り遅れないような形で、不利益にならないような形で、このデジタル化に向けて推進をしていっていただきたいなというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

議長 以上で、西股 裕司議員の一般質問を終わります。
次に、2番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員 南幌町は現在、健康ポイント事業などの取り組みを行い、成人保健対策を推進し、町民の健康づくりを後押ししています。特に、健康促進へのPRや、継続的に健康づくりに取り組んでもらうことが重要です。普段、忙しくて自分の体を気遣えない方、健康に関心が薄い方などは、潜在的にリスクが高く、病気の早期発見が遅れがちです。また、一度は検診や健康イベントに参加しても継続して参加することが苦手とを感じる方が多くいます。

そのような問題を解決するために、「健康マイレージ制度」を導入する自治体が増えています。「健康マイレージ制度」とは、健康イベントに参加したり、健康診断を受けたりすることで、ポイントを受け取り、一定のポイントが溜まると地元商店の割引券や物産品と交換できる制度です。楽しみながら健康増進に取り組むことが可能となり、長期的な医療費の削減と地域活性化の観点から、これまでの健康ポイント事業をさらに拡大したこの「健康マイレージ制度」の導入が必要と考えますが、町長に伺います。

また、誰もが参加しやすい健康促進の取り組みとして、歩くことで健康を考える方が増えてきました。厚労省の試算によれば、日本人が歩くことで削減できる医療費は一人一歩あたり0.0014円となり、日本人が今より3,000歩多く歩くことで、年間2,700億円の医療費削減が見込まれるとされています。そこで、町内ウォーキングマップを作成したり、目標歩数やコース設定するなど、歩きたくなるまちづくりについての考えもあわせて伺います。

議長 町長。 誰もが参加したくなる健康促進の取り組みをのぞ質問にお答えします。

本町では、現在、国民健康保険加入者を対象とした「健康ポイント事業」を実施しており、健康づくりへの動機付けを促進し、健康に配慮した生活習慣を身に付けるきっかけ作りになっています。

今後は、対象を成人期以降の全町民への拡充と、対象事業メニューや交換できる特典ポイントの見直しなど、先進事例を参考に「健康マイレージ制度」の導入について検討してまいります。

また、ウォーキングは、幅広い年齢の方が手軽に取り組める運動であり、生活習慣病の予防だけでなく介護予防にも効果的であることから、遊歩道などを活用したコースの設定やマップの作製など、ウォーキングを通した町民の健康増進に取り組んでまいります。

議長 2番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員 この健康ポイントに関してのことは、平成25年、平成27年、特

(再質問)

に令和3年の中で、様々な議員が質問しておりまして、特に令和3年の中で、先進事例をみあわせながら効果を検証し、検討していくとありました。これまでに地道に本当に協議いただき、真剣に取り組んでいただいたものと理解しております。

それで、先ほどマイレージの説明はしたんですけれども、本町で行う場合ですけれども、今、南幌町で現在行われているこの健康ポイント事業というのは、国保医療が窓口で、特定健診で健康相談をする方が対象なんですね。それで、介護ポイントというのは、一般介護予防事業で、保健福祉が窓口なんです。これは地域のボランティア活動を行うことでもらえる介護ポイントなんですけれども、この両方ともその目的は健康推進であるために、別々の事業ではなくて、これらを一緒にした形で、その健康マイレージというのをぜひ考えていただきたいなと思います。そのほかにもまた健康促進事業として、うちの町ではマージャン教室とか、快足シャキッと倶楽部、また、スポーツセンターでしているフィットネス事業とかですね、いろいろそういう中で健康を含めて、今後マイレージ事業ということを拡大して考えていったらどうかなと思っています。ほかの自治体でも、検診とか、健康、様々な事業を取り入れていまして、担当部局も健康福祉課、また教育委員会、観光協会など、町とか市全体で取り組んでいるんですね。そういう部分では、ぜひうちの町もそういう形で考えていただくことがいいのではないかなと思っていますので、質問いたします。

2番目に、先ほどポイントの見直しも検討いただけるというお話でした。現在あるポイントの交換というのはパークゴルフ場とか、南幌温泉とか、ビューローの特販所の食事券とかの交換なんですけれど、これからマイレージ事業導入の際は、ぜひとも地域活性化に貢献できるように、商店街の事業者とか、飲食店などで利用拡大していただけるような形にしてはどうかと思っています。そのことも一緒にご質問いたします。

それと、ウォーキングマップの件なんですけれども、これは何かというと、歩いてみようという意欲の出るための地図。簡単にいえばそういう感じです。具体的にいうと、初心者の方から運動習慣のある方まで、自分のレベルにあわせて歩くことができる、いくつかのコースを選んで歩いてもらうものです。このマップの中に、距離とか時間とか消費カロリーを表示して、それを参考にして理解して歩くのと、ただ歩くというのは効果が全然違うと思うんですね。例えば、1日30分毎日歩くと、血圧、血糖値の改善効果、また心肺機能、骨を強くする効果があるといわれております。ですから、町内を30分回れるコースの設定とか、また、例えば、スポーツセンターから夕張太まではおおよそ6.6キロなんです。時間としては1.5時間から2時間掛かるんですけれども、普段歩いたことがないような所でも、家族で挑戦してみようと思う方もいらっしゃると思います。そういう形で、家族全員、また町民全員が楽しく歩けるような工夫をしていったらどうかなと思っています。その中でまたさらにマイレージが溜まって、楽しみも増えてきますので、もうとにかく様々なアイデアを生かした

から、南幌の特色を生かしたマップをつくっていただきたいなと思っております。

それと、歩くことの2番目の質問なんですけど、歩くことというのは全世代で重要なんですけども、特に高齢者にとっては重要なのですが、やっぱり転んでしまうという、そういう心配があるようなんですね。それで、スポーツセンターでノルディックウォーキングポールの貸し出しはしているんですけども、ぜひ購入する時に、購入助成制度も設けていただければうれしいと思いますので、そのこともお聞きします。

先ほど町長の答弁にもありましたけれども、遊歩道を活用しながら歩くということで、ぜひその遊歩道の所に、特に高齢者は休憩する所が必要ですので、何箇所かベンチの設置も必要かと思えます。そういうところで、ご質問いたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えいたします。現在のポイント事業は、議員おっしゃるとおり、現在は国保加入者のみでございまして、ポイントの町内で使える箇所につきましては、ビューロー、あいくるの軽食コーナー、朝市、カフェサロン、パークゴルフ、南幌温泉に限定されてございます。マイレージ制度の導入の関係でございまして、町民が楽しみながら、日々の健康増進に取り組むことは重要でございまして、その動機づけ、きっかけづくりは必要なものと考えております。町民のさらなる健康増進に向けまして、対象者を現在の国保加入者から全町民に広げ、また、事業メニュー、多くの事業が取り入れられますように、また、ポイントにつきましても、多くの事業者と共有ができますように、拡充に向けまして先進事例を参考に検討させていただきたいと思っております。

なお、マップにつきましては、冬季間など難しい面もございまして、けれども、例えば、議員も申し上げておりました、団地内の遊歩道を活用して、町内主要箇所とのコースの設定ですとか、そういうできるところからやって、町民が取り組みやすい、興味を持ってもらいやすい、そういうマップができればいいかなというように考えてございます。

なお、器具の購入助成ですとか、ベンチですとか、その辺につきましても、今後、可能かどうかののかも含めて検討してまいりたいと思えます。

議 長
佐藤議員
議 長
熊木議員

2番 佐藤 妙子議員。

ぜひ期待しております。以上です。

以上で、佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

次に、3番 熊木 恵子議員。

本日は今期最後となる一般質問を行います。持続可能な行政運営による信頼づくりとは。令和5年度の町政執行方針について質問いたします。大崎町長は6つの目標の下、将来にわたり子どもたちと笑顔で暮らせるまちづくりの実現に向け全力で取り組んでまいりますと述べています。

第6の「持続可能な行政運営による信頼づくり」について、協働に

よるまちづくりを掲げられていますが具体的にはどのような内容でしょうか。町民と職員のコミュニケーションを図るため「地域担当職員制度」や「職員出前講座」を実施するとしていますが、今まで実施してきたことと内容に変化があるのでしょうか。行政懇談会の実施については触れられておりませんが今年度の実施は無いのでしょうか。人口が増加していることは新聞報道でも大きく取り上げられ、子育て世代住宅建築費助成事業の効果や、コロナ禍での生活スタイルの変化により戸建て住宅を求め、交通便の良さや環境の良さも含め本町を選んで移住を決めた方が増えたことは喜ばしいことです。今後のまちづくりについて町民の声を聞くことが重要ではないでしょうか。まちづくりは人づくりと言われるように、町の未来について行政懇談会のみならず、あらゆる機会を捉えて率直な意見を出し合える場の創設が欠かせないと考えます。

本町はかつて1万人を超えた経験がありますが、人口減少で苦しい行政運営をしてきた経験もあります。また同じことにならないためにも町長が率先して町の未来を語るができる場、町民の声に寄り添いまちづくりを語るができる場が必要かと思いますが考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

持続可能な行政運営による信頼づくりとはのご質問にお答えします。

「協働によるまちづくり」は、町民と行政がお互いに協力しながら、よりよいまちづくりを実現することを目的として、町民が自主的に取り組むまちづくり活動や、行政区・町内会活動を支援する「まちづくり活動支援事業」のほか、「地域担当職員制度」や「職員出前講座」などの事業を実施していますが、この3年間は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が取り止めになるなど厳しい状況にありました。このような中、「地域担当職員制度」においては、10区子ども会の防災学習会の開催支援を行い、「職員出前講座」については、より多くの町民の皆様に興味を持っていただけるよう講座メニューの見直しを図っているところです。

行政懇談会については、隔年の開催を基本としていることから、令和5年度の実施を予定しております。

また、町民の皆様との対話の場である「故郷ふれあいミーティング」や「町長談話室」のほか、「町民意見箱」、「SNSアンケート」制度の周知による利用促進を図り、様々な機会を通して町民皆様の声をお聞きし、協働のまちづくりに取り組んでまいります。

議 長
熊木議員
(再質問)

3番 熊木 恵子議員。

ただいま答弁いただきまして、地域担当制、出前講座、講座メニューの見直しなどを行っていくということでした。行政懇談会については、隔年の開催を基本としているという今答弁でしたけれども、それはいつ決まったことなんでしょうか。毎年やるというふうになっていたのかなと思って、去年はコロナの関係もあってしなかったのかなとは思っていたんですけども、その経緯をお知らせ願いたいと思いま

す。

あと、どのような形で町民との対話をするのかということについて今お聞きしましたけれども、ふれあいミーティングとか、町民意見箱、SNSのアンケートということでした。具体的にはもう少し細かい形での意見の聴取というか、そういうことが今すごく求められているのではないかなと思って、今回この質問をいたしました。本町は、ここ数年で大変大きく変わる要素を含んでいると思います。今現在も人口が増えて変わっているということは、最初の質問でも申しました。子ども室内遊戯施設の開設や、高規格道路の開通、新しい工業団地の造成などが主なものです。このように変わろうとする時、町の施策を町民と一体感を持って進めるということが必要ではないかと思います。町民の要望や意見を反映させられるようであれば、町民の心は離れていくのではないのでしょうか。だからこそ、まちづくりを進める町長の考え方が重要になってくると私は思います。その辺をどのように考えているのか、再度伺いたいと思います。先ほどの答弁の中からは、今までのあることをというような答弁だったので、もう少し町長の思いというのがあるのか。あってほしいなと思って、今質問しております。

今、移住した方々が本当に増えていて、いろんな考えとかいろんな御意見とかを持っていると思うんですね。まだ美園地域でいうと、町内会というネーミングになるかどうか分からないですけども、そういうような模索をしていて、まだ完全にできているというふうには伺っておりません。それで、引っ越して来られた方々の意見を、住民票登録とかいろんな形で役場に來られて、その都度、担当課の方が丁寧に説明していると思います。その時に意見の聴取も行っていると思うんですけども、やはり小規模の形で、いろんな形の座談会とか、そういうものを開催していく中で、アイデアとか町に対する要望とか、ここがとても気に入ったとか、いろんな意見が出てくると思うんですね。そういう意見がすごく大事になってくると私は思います。今、移住してすごく町は喜びに沸いているという状況なんですけれども、移住した方々がどうしても今の施策でいうと、40代とか子どものいる家庭というふうになると、子どもが大きくなって、高校、大学進学という形になっていくと、同時にこの町を離れていってしまうということにつながるかということは大変危惧します。今から24年前と同じような轍を踏まないためにも、まちづくりにあらゆる機会を捉えて、町全体でというか、職員一丸となって、この懇談とかいろんな場を創設して進めていくべきだと考えますけども、これについても町長のご意見を伺いたいと思います。

行政懇談会のこととかは隔年でということでしたが、5年度はやるということで、実施もされるんですけども、今までのように町職員が大勢出ていって懇談をするという形にとらわれないで、もっと小規模にということが、意見も言いやすいのではないかなと思います。例えば、大崎町長と南幌の未来を語る座談会というふうな、固いネーミングかもしれないんですけども、何かそういうような形で、もっとも

っと自由な形での開催を検討していったらどうかと思いますが、何点か伺いましたので、御答弁をお願いいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

行政懇談会、また、町民との対話の在り方について趣旨御意見がございましたけども、まず地域担当職員制度でございます。特に、制度の内容に変化はございませんでしたけれども、コロナ禍の中にあっても、昨年度10区の子ども会の防災活動を支援することができました。出前講座につきましては、より多くの町民に興味を持っていただけるように、メニューの見直し、または拡充を図っているところでございます。新型コロナウイルス感染症は、現在やっと落ち着きましたけども、コロナ禍が3年続きました。この間、町内のイベントや各種行事は繰り返し中止・縮小を余儀なくされて、なかなかそういう活動が実施されなかったのも事実でございます。これはほかの多くの事業も同様でございます。行政懇談会につきましては、今までもお話をしてきましたけれども、私が町長に就任した時に実施をしたいという考えを持ってございました。しかし、コロナ禍で令和2年度には実施ができなかった経過がございます。それで、令和3年度に行政区長、町内会長と相談しまして、その中ではまだコロナが落ち着いていないということで、一部に懸念される声があったけれども、何とか全体的な御理解をいただきまして、実施をいたしました。その実施、または開催を踏まえて、行政区長、町内会長とも懇談を行ってございます。アンケートも行ってございます。それで、開催につきましては現状の形がよろしいんじゃないかということと、開催時期につきましては、やはり農作業時期、収穫時期を考慮しまして、10月から11月にかけてが望ましいということで、開催の年度につきましては、基本的には隔年がいいんじゃないかということで、そういう意見交換をしてございます。それで、令和5年度に実施をするという考えでございます。

また、いろんな声を聞いたほうがいいんじゃないかと、当然、然りでございます。故郷ふれあいミーティング、町長談話室、これも少人数を想定しているものでございます。自由な意見、議論ができるものでございますので、こういう現行の制度をしっかりと周知をして、利用促進につなげていきたいというように考えてございます。新しいものをつくるということには、否定はしませんけれども、現状今ある制度をしっかりと活用していきたいというように考えてございます。

議 長
熊木議員
(再々質問)

3番 熊木 恵子議員。

今答弁いただきました。行政懇談会の開催については、区長会との話し合いという中でのご答弁だったと思います。それで、10月から11月というのも、執行方針の中には行政懇談会を今回どうという形の明記がなかったものですから、私はやらないのかな、どうなのかなと思って質問しました。でも、やられるということなので安心はしました。それで先ほど、故郷ふれあいミーティングとか町長談話室というお話がありましたけれども、コロナ禍でいろいろ実施はどうかと思いますけれども、実績というか、今まで何件ぐらいの回数が行わ

れたのか、そこをちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

あと、新しい形でのということ、創設したらいいんじゃないかということ、今、私は提案もしているんですけども、第2期南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略のビジョンに、30年後も子どもたちという風景、そういうのがビジョンに示されています。これでいくと、今、人口が増えていて、30年後を見通した時に、本当にこの町はどうなっているのかということ、誰しもやっぱり皆思っていると思うんですよね。そういうことについて、やっぱり日常、普段からどういう町を皆望んでいるのかとか、どういう町に自分たちが住みたいのかとか、そういうことを語り合う場というのがあったほうがいいんじゃないかなと思います。子どもの笑顔というか、子どもたちと一緒にいる風景というところで、町長もぜひ笑顔で、町民と語れる場が私は必要だと思うので、ぜひこれを実現してほしいと思います。

また、町の施策については、町民の意見、また小さな声を聞く姿勢というのが必要ではないかということ、今繰り返し私は述べているんですけども、例えば誘客交流拠点施設建設も、この言葉も古くなりましたけれども、全町民に対して意見を聞くことはなかったと私は思います。もう5月に開業となる子ども室内遊戯施設ではありますけれども、完成したからもうそれでよしということではなくて、やはり細やかな意見は、今後も積極的に聞くべきと考えます。誘客交流拠点施設建設の時に、何度も質問いたしました、やはり全町民に公平に意見を聞く必要があるのではないかと私は質問しましたがけれども、町長はその公平というところの意味の捉え方が、私とは違うような感じに受け取りました。新しい施設がオープンして、それはいろんな形で町民も町外の人もにぎわったり、いろいろではあるんですけども、新しい施設を大きな費用をかけて建設するということは、やはり丁寧に、丁寧に、町民のいろんな意見を聞いた上で、やっぱり皆で喜びを持って町の施設になるというふうにしていくのが1番大事なことだと思います。そういう意味で、今町が大きく変わろうとしている時に、それが本当に求められているし、ますます大事になってくると思うので、その辺では、行政懇談会をするということが分かりましたし、それから出前講座とかその内容も、メニューも、今、いろいろ検討して増やしたり、いろんな形で対応していくともわかりました。それから今お答えしてもらいます、ふれあいミーティングとか町長談話室がどのような形でやられているのかということも今お聞きしますけれども、それと一緒に、やっぱり軽いというわけではないですけども、自由闊達に意見を述べられるような場の創設、やっぱりそれは今後本当に検討していくべきだと思いますので、繰り返しになりますけれども、町長のご答弁をお願いいたします。

議 長
議 長
まちづくり課長

町長。
まちづくり課長。

それでは最初に、私のほうから故郷ふれあいミーティングと町長談話室の実績についてお答えします。まず、故郷ふれあいミーティングにつきましても、行政区、町内会や10名以上の小グループ、団体を

対象とした意見交換の場ということで設定しております。これまでです
ね、実績といたしましては平成24年に1件、平成25年に1件、平成26
年に1件ということで、令和2年度も開催予定をしておりましたが、
コロナ禍で感染を懸念したこともありまして、中止となっております
でございます。町長談話室におきましては、個人、5人程度のグループ
を対象に、役場庁舎内で、町長との意見交換の場ということで設定
しております。これまでの実績としましては、平成25年に1件、令和
3年度で1件がございました。以上でございます。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えいたします。誘客交流拠点施設、現在
は名称が違いますけども、そのこともお話がありました。これはもう
数年の経過になりますけども、令和2年2月に議会の同意をいただい
て、議会で意思決定をしていただいて、そしてそのことを町民に周知
をしまして、そしてワーキングまたは行政懇談会などを通じて、広報
誌紙面なども通じて、町民に周知をまいりました。そして、議会の
予算議決をいただいて現在事業を執行しているところでございま
すので、このことについては、私はそのように受け止めております。

いろいろ町民との対話で御意見をいただきました。私としましては、
町長に就任してまだ2年半弱でございますけれども、また、コロナ禍
により、未だ社会活動の制限のある中ではありますが、町内の各種行
事や団体の会議・活動などには、時間の都合がつく限り参加をさせ
ていただき、町民とのコミュニケーションづくりに努めているところ
でございます。今後も様々な機会を通じまして、町民の声に耳を傾け
て、私の思いもお伝えし、多くの町民が参加できるまちづくりに努
めたいと考えてございます。

また、小さな声もということでも、いろんな制度がございますので、
そういう制度を利用していただきたいと思っておりますけども、もし、議員
お近くでそのようなお話があった場合については、その制度を紹介
していただき、また、役場のほうにも連絡をいただけるようお願い
を申し上げます。

議 長

ここで、場内時計で10時45分まで暫時休憩をいたします。

(午前10時33分)

(午前10時45分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議員の質問を続けさせていただきます。

1番 内田 恵子議員。

熊木議員

それでは2問目に移ります。その前に、先ほど町長のほうから町で
開催することとかいろんなことには、ぜひ私自身にも参加してほしい
し声を掛けてほしいということを言われましたので、私もそのように
しております。これからも協力できるものは協力していきたいと思
いますので。

それでは2問目に移らせていただきます。住宅リフォーム助成事業
の拡充について。第6期南幌町総合計画後期基本計画の中で、豊かで
快適な住環境づくりが示されています。良好な住環境を保つことを目

的として住宅リフォーム事業を平成27年度から実施してきました。助成金交付件数は令和4年度までに281件に上り、工事費は総額で4億359万円、助成金は6,136万円、町内の登録事業者は15社になっており、町の活性化に大きく貢献しています。平成27年度から平成31年度までは、当初予算の600万円を超えた分は補正予算を組んで申し込みをされた町民の要望を受け入れていましたが、令和2年度からは補正予算を組まず事業が続けられてきました。

令和5年度予算では、建設資材等の高騰の影響を踏まえ、事業予算は800万円と示されています。そこで次の3点について伺います。

1、住宅リフォームの工事に要する費用の一部を助成し、20%が限度額で30万円となっていますが、建設資材の高騰により工事費が引き上げられると思うが、上限額も引き上げられるべきではないか。

2、住宅リフォームをして快適な住環境で住み続けられることは、町の定住促進につながることであり、以前のように補正予算を組み、1人でも多くの町民の要望に答えるべきではないか。

3、町内の施行事業者が安心して町内で事業を続けることは、後継者育成や町の活性化に大きく寄与することから、補助金額などを拡充する必要があるのではないか。

議 長
町 長

町長。

住宅リフォーム助成事業の拡充についてのご質問にお答えします。

「住宅リフォーム助成事業」は、町民の良好な住環境の維持と町内事業者の育成などを目的として、これまで多くの町民に活用いただいております。

1点目及び2点目のご質問については、「住宅リフォーム助成事業」、「中古住宅購入助成事業」、「空き家解体助成事業」については、本町の住宅ストックの一体的な取組として実施しています。

「住宅リフォーム助成事業」については、開始当初は国からの特別交付税など財源措置があったことから、補正予算により増額対応していましたが、令和2年度からは財源措置がなくなり、600万円の当初予算の範囲内で事業を継続しています。

新年度は、昨今の建設資材高騰の影響を考慮し、事業件数の確保が図られるよう、200万円を増額して予算計上していることから、助成金限度額の引き上げや補助金額の補正予算による増額を行う考えはありません。

3点目のご質問については、商工会から町内事業者の経営安定化などに対し、事業の継続要望があったことを踏まえ、町内事業者の育成と町の活性化を図るため事業を継続してまいります。

議 長
熊木議員

3番 熊木 恵子議員。

ただいま答弁いただいて、最後のほうで600万円の当初予算の範囲を増やしたということで、だけれども、上限額は変更なしということでした。今までいろいろ資材とかが高騰していない時、昨年までの600万円の予算という中では、上限額が例えばその2割限度でということやられた時にやっていた工事と、今、高騰した中で進められる工事というのは、当然金額がすごく上がりますよね。そうすると受

けられる工事の内容、リフォームの内容がやはり狭まると考えるんですけども、その辺では200万増やしたことで、1件でも多くの方を救いたいという狙いなのか、その辺がちょっと私は理解できないので、そこの説明をまずお願いしたいと思います。

それから、いろいろ私も調べて担当課にも調べていただいて、先ほど質問の中で言いましたけれども、やはり工事費が総額で4億359万円というのは、やはりかなり大きいというか、いろいろこの中でも地元業者が仕事をした割合というのはすごく大きいと思うんですよ。町長も先ほどおっしゃっていましたが、やはり町内事業者の育成と町の活性化というところでは、大きく貢献している事業だと思います。それと、町民にもすごく喜ばれているということでは、この事業をやっぴり拡充するということは、すごく大事だなと私は思います。ですから、本当はもっと引き上げてほしいのと、それから補正予算で以前のように組んでやってほしいということは本当に願います。確かに、最初にやってきた時の国の財源措置がなくなったということで、補正も組まれなくなりましたんですけども、やはり今町民が南幌を離れないでここに踏み留まっていられるという中の一つに、やっぱり住宅リフォームってあると思うんですよ。ですから、新しい人を今呼び込むためにやっている施策も大事ですけども、同じように町民がここに踏み留まる場所にも予算をやっぴり大きく使う必要があると私は考えますので、その辺での御意見を伺いたいと思います。

第6期総合計画後期基本計画の中では、豊かで快適な住宅・住環境づくりの中で、住宅が集中的に建設されてきた経過から、良好な住環境を保つことを目的として、住宅リフォーム助成を進めていますとあります。そして施工については、先ほどからも出ているように、地元建設事業者により対応していますと書いてあります。地元事業者の仕事の確保や後継者育成などは、本当にこの事業の効果の大きいことをあらわしていますし、商工会からも、町のほうにも議会のほうにも、継続と拡充を求めるという要望書が出ています。ですからそこにもやっぱり応えていく必要があると私は考えます。それで、令和3年度、去年の予算委員会の中で、令和3年度の事業で応募をしたけれども受けられなかった件数は何件かという質問が同僚議員から出ていました。その時に、令和3年度は16件が落ちたということが報告されました。それでは令和2年、令和4年は何件だったのか、そこをちょっと調べていなかったのも、もしここで分かればお答えしたいと思います。

私は平成27年第2回定例会でも、この住宅リフォーム助成事業の拡充についてということで一般質問を行っています。それで、その後補正予算の対応ということが決まっていきました。これによって、最初はなかなか浸透していなかったものが、やっぱりいろいろこう住民同士の間でも問い合わせたりとか、じゃあ今度聞いてみるわというような声が増えてきたかと思っています。先ほども言った、今住んでいる人を大事にするということが、本当に大事なことだと思うんですよ。私は先ほどの執行方針に対する質問の中でも、今人口

増で移住者が増えているということは歓迎するけれども、子育て世代住宅建築費助成事業に取り組んで、移住者が増えているということが最大の効果だとは思っています。そしてしかも、200万円、100万円、50万円という形で助成金を活用していますけれども、そこに本年度の予算でも6,500万円という予算が計上されています。やっぱり同じように、住んでいる人に公平に税金の使い方を工夫するということは、行政としては当然やるべきことだと思うんですけども、住民の中には、そういう意味では、新しく来る人、人口増になるんだけれども、そこにそれだけの大きな金額を使って、自分たちも税金を納めてずっとこの町で生活してきた人に対する、その予算の使い方というのは不公平ではないかという声が聞こえてきます。600万、今200万上げて800万になったけれども、片方がその10倍もというか、そういう金額が使われます。ですからそのところは、やはり見直すべきではないかなと私は考えるんですけども、そこについての御意見を伺います。

議長
議長
都市整備課長

町長。
都市整備課長。

住宅リフォームの件数につきまして説明いたします。まず、令和2年度なんですけれども、全体件数は38件、助成金の交付件数が27件、漏れた方は11件です。続きまして、令和3年度につきましては、全体が46件で、助成金の交付件数が30件、抽選漏れは16件ということになります。令和4年度につきましては、全体が44件、助成金の交付件数が24件、抽選漏れが20件となっております。過去から全て全体は、申請件数328件のうち、281件が交付対象の件数となっております。その3年間で漏れた方は47件という計算になっております。以上です。

議長
町長
(再答弁)

町長。

それでは、熊木議員の再質問にお答えをいたします。実施件数の実績につきましては、現在、課長からの答弁のとおりでございますけれども、近年は全体の約半分程度が、屋根、外壁のリフォームが主となっております。近隣の状況でございますけれども、南空知4町では、本町以外では長沼町が実施をしてございます。対象額は、工事費用の10%から15%、限度額が30万円、予算額は600万円の先着打ち切りとなっております。北広島市は工事費用の10%、限度額が10万円、予算額は1,300万円の先着打ち切りとなっております。江別市は事業の制度がございません。

そこで、熊木議員の上限額の引き上げでございますけれども、確かに建設資材費が高騰しております。リフォームを予定する町民は、助成限度額が引き上げられたほうが良いとは思いますが、予算には限りがございますので、現行の助成割合と上限額の中で、今回全体予算を200万円増額し、800万円としたところでございます。

今住んでいる人を大事にというお話をいただきましたけれども、本町の住宅施策は令和4年度から、中古住宅購入助成事業、空き家解体助成事業を実施しております。また、以前のように補正予算を組み、

1人でも多くの方にといいお話でございますけども、町民皆様が快適な住環境のもとに住み続けていただきたいという思いは、私も同様でございます。しかし、財政状況については、議員も御承知のとおりのことと思います。特に新年度予算の一般会計予算、一般会計総額は73.8億円で、前年度比12.4億円の増。20.2%の厳しい予算編成となっております。事業開始の平成27年から令和元年度までは、特別交付税の措置があったものですから、補正予算で対応した次第でございます。令和2年度からその措置がなくなったものですから、全額現在は町負担で対応してございます。限られた予算、また、措置された予算の範囲内で事業執行することが、財政運営の健全化や平準化が図られるものと考えてございます。また、商工会からの事業の経営安定の観点から、事業の継続要望が毎年度出されてございます。拡充の要望は出されてございませんが、事業の継続要望はいただいております。住環境の維持と、町内事業者の育成などを勘案しまして、予算的な限りがございますが、本事業は長く継続していきたいと考えてございます。そのためにも、予算の平準化は必要であるというように考えてございます。そのことから、事業の上限額を上げる、または補正で対応してまいるということについては、現時点では考えてございません。

議 長
熊木議員
(再々質問)

3番 熊木 恵子議員。

再々質問を行います。ただいま町長のほうから、事業の限度額も、それから補正も組まないという答弁でした。だけれども、今いる町民は大事にするというところは今言われたかと思うんですけども、先ほど質問した財源が厳しいということは分かりますけれども、その財源の厳しい中で、いろんな新しい新規というか、新しく今施設がオープンしたり、そこには維持管理費で相当の額が盛り込まれたりという形になっていくと、本当にお金がどのように使われるのかというところでは、先ほど長く住んでいて、税金を納めてこの町を支えてきている町民に対する税の使い方と、新たに来た方々に補助金を使ってやっていくというあたりを、どのように町長は考えているのか。今、この形が1番ベストだと考えているのか、そこをちょっともう一度答弁願いたいと思います。

私はこの住宅リフォーム助成をやって本当によかったし、今、微かな希望というか、町長のほうから長くこの事業を続けていくために、今補正とかそういうことは組めない、今の限度でやっていきたいということだったと思うんですけども、町の中で今15社とか、その年によっても違うんですけども、たくさんの業者さんが登録して仕事をしています。住宅のところを見ていると、例えば南幌でやっている事業者が、看板とかを上げて住宅リフォームしていたり、工事をしているのを見ると、やはりすごく安心感を覚えます。それは事業をしてもらった町民の方も、そこでしていることで、町内の方だからということで、隣近所がまたその住宅リフォームの申し込みはもう終わってしまったから個人でやるだけけれども、それをその業者さんをお願いしたりして、そこで何かこう話をして、やっぱり改築してよかったよ

ね、まだしばらく住めるよねというようなことをお聞きすると、やっぱりこの制度のよさというのが本当に今分かります。先ほど町長は長沼の例とか北広島の例とかも出していましたけれども、本当はどこの町でも本町のようにこれが取り組まればすごくいいことなんですけれども、だからそういう意味では、本町はこれを実現しているということは評価できますが、やはりもう少し公平な税の使い方をしてほしいと思うので、そこを最後にもう一度伺います。

町長
(再々答弁)

まず、登録業者でございますけれども、近年は10社、うち実際に工事を実施されているのは6社程度でございます。上限額でございますけれども、本町の住宅政策では、先ほど申し上げましたとおり、住宅リフォームのほかに中古住宅、空き家解体、これは令和4年度から実施してございます。この物価高騰、資材費高騰の影響分として、それをその二つの事業に令和5年度予算を反映していることは、それはございません。リフォームと同じような考えでやっております。全て物価高騰分、資材費高騰分、町の助成事業、全てに反映できるものではないということを私は申し上げたくて言っていることでございます。また、子育て世代住宅建築費助成事業のほかに、先ほど申し上げた空き家解体、中古住宅、そして住宅リフォーム助成事業がございすけれども、バランスを考慮しながら、本町の住環境を維持することを主眼に置いてございます。

それと、不公平感がある、感じるということでございますけれども、子育て世代住宅建築費助成事業の最大200万円の助成につきましては、町の重要施策事業としまして、議会とも十分協議をしまして進めているところでございます。住宅リフォーム助成事業の内容につきましては、先ほども述べましたけれども、近隣市町と比較しましても助成割合や助成額は、本町の場合、ほかの町と決して比較するわけではございませんけれども、低くないというように考えております。そうした中、今回200万円を増額して、助成件数の確保を図るということで、そういうことを考えれば、不公平感があるとは考えてございません。また、有効な税ということで申し上げられましたけれども、町の状況や進展にあわせて各種事業を執行しております。特別に何か突出したり、何か不足したりということがないように、全体バランスを考慮しまして、予算化を図っているというように考えてございます。また、事業評価、行政評価も行っております、効果的な事業が執行されるように努めているところでございます。

議長

以上で、熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

内田議員

次に、1番 内田 恵子議員。

私からは、SDGs未来都市選定への応募の考えはということで、町長にお尋ねします。内閣府では、SDGs未来都市を2024年末までに210都市を選定することを目指しており、2018年から始

まったこの取り組みは、2021年までに4回行われ、これまで125自治体が認定を受けています。SDGs未来都市に選定されるということは、より良い自治体に向かっているという一つの指針と考えられ、認定された自治体の住民にとってもSDGsを意識する良い機会となることや、地方の活性化を促進できる効果も期待できます。

2030年にSDGsの目標の達成期限を迎えますが、そこから先も地球と共存できるよう行動していかなければなりません。その活動の中心となる子どもたちを行政や地域のパートナーシップで育むことが大切と考えます。子ども室内遊戯施設「はれっば」のオープンも間近となりました。ただ遊ぶだけの施設ではなく、未来に伝えたいことなど、町が子どもたちと一緒に考え、進める施設であるべきではないでしょうか。

また、みんなが集う中央公園、南幌小学校、きた住まいるヴィレッジ、今後計画されているゼロカーボンモデル団地、準工業団地これら一帯を含め、第一次産業が農業の町として今後も住み続けたいと思ってもらえることが重要です。そこで2点伺います。

1、町民とともにさらにSDGsの活動を推進するため、SDGs未来都市選定事業へ応募の考えは。

2、町と子どもたちが一緒にSDGsについて考え、学べる場が必要と思うがその考えは。

議 長
町 長

町長。

SDGs未来都市選定への応募の考えはのご質問にお答えします。

1点目のご質問については、「SDGs未来都市」は、低炭素社会の実現に向けて温室効果ガスの大幅な削減などの取組を行う「環境モデル都市」と、さらに、環境、社会、経済の3つの価値創造と実現に向けて取り組む「環境未来都市」に加え、SDGsに向けて戦略的に取り組む地域が選定条件となります。本町の現状として、地域資源を活用した町内における環境や経済連携の取組など、選定基準を満たす状況には至っていないことから、現時点では、「SDGs未来都市」への応募は難しいものと考えます。当面は、「地球温暖化対策実行計画」に基づき、ゼロカーボンに向けた取組を進めてまいります。

2点目のご質問については、子ども室内遊戯施設「はれっば」における、子どもたちを対象としたSDGsをテーマとしたイベントの開催など、学べる場の提供を検討してまいります。

議 長
内田議員
(再質問)

1番 内田 恵子議員。

SDGs未来都市への応募は難しいとお考えですが、私がこの質問に至った経緯は、南幌町の職員が1名内閣府に派遣されるという大変喜ばしいお話を聞きまして、そして議員になった最初の頃なんですけれど、下川町長のお話を聞きました。もう既に2年間職員を国へ送って、SDGsを勉強しているという、本当に先進地です。それで今回私は本当に喜んで、今訴えましたけれども、いろいろな町がやっている事業、きた住まいるヴィレッジとか、ゼロカーボンとか、準工業団地、これらをずっと一帯含めて、一つずつ結びつけていったら、応募できるのではないかと。今でなくても、これから応募できる資格がで

きてくるのではないかという思いで、質問をさせていただきました。はれっばの建設により、多くの企業の縁をいただいたと思います。SDGsの目標を掲げ、寒い中、諸事情の厳しい中、建設に携わっていただき、オープン間近となりました。企業には感謝をし、今後は町民の協力のもと、質の高いまちづくりを目指すべきだと思っております。でも、昨日も宣言されましたけども、ゼロカーボンシティ宣言、さらに令和6年度より、東町においてゼロカーボンモデル団地の展開は、国や北海道、企業、町がSDGsのGOAL17、パートナーシップで目標を達成しように当てはまりますし、連携により新たな情報も得られると確信しています。今後、この縁を大切にして、先ほど熊本議員もおっしゃっていましたが、情報を発信して、早い情報を町民に伝えていただければと思います。

今、これから当面はゼロカーボンに向けて、取り組みとしてやっていかれるということですから、町民でも、各家庭でも、LEDに変えることを考える方もいらっしゃるかもしれません。こういう資料が、いろいろ今後町民に配布されると思うんですけども、そういう中で、そういう希望があった場合、補助の検討などはされるかが1点目ですね。

2点目に、SDGsの環境問題というところ、ごみです。はれっばは企業さんがやってくれると思うんですけども、来てくださる皆さんは、公園やはれっば一帯周辺で遊ぶと思います。けれども、団地内にお住まいの方に迷惑がかからないように、施設周辺のごみ対策についての考えを伺います。

そして3点目に、子どもを対象として、SDGsをテーマとしたイベント開催などを検討していただけるということで、大変うれしいお話です。また町から出されたこういう資料も本当によくできているなど、とても感心してうれしく思いました。ですが、これは大人というか、大人目から見た子どもたちへのおもてなしのような心は十分組み込まれているんですけど、子どもたちから見た感じというか、そういったことが、これから意見が出てきた場合に柔軟に変更していけるような対応などは考えていただけるのかどうか。

その3点なんですけれども、とにかく私から1番訴えたいのは、1月に厚沢部町に行ってきました。認定子ども園、それが今もう本当に外国まで広がる施設になっていることは、ある企業の方の出会いでした。ですから企業の持っている知恵というか、そういったものを大切にして、まちづくりを進めていただきたいと思います。そして、このはれっばも、反対の声もありました。皆さん十分御存じだと思うんですけど、でも賛成している、私もそうですけれども、力いっぱい応援しようという思いもありますので、やっぱり早い情報、そしてパブリックコメント、ぜひそういうものはやっていただきたいと、お願いになってしまいうんですけども、やっぱりやっていく、そういうまちづくりをしていただきたいと思います。質問は3点です。よろしくお願

議長

町長。

町 長
(再答弁)

内田議員の再質問にお答えいたします。まず、SDGs未来都市の件でございますけれども、応募に当たっては2つの要件がございます。まずは環境モデル都市としての認定でございます。これは地域資源を最大限活用し、低炭素社会と持続可能な社会実現に向けて、高い目標を掲げて取り組む地域や都市ということになってございます。2つ目には、環境未来都市の認定でございます。環境モデル都市に加え、環境社会、経済、3つの価値創造と実現を目指し取り組む地域や都市とされてございます。この2つの要件に加えて、地方創生を一層促進することを目的として、総合的取組を推進することが、SDGs未来都市ということとされております。道内では、北海道のほか、札幌市、ニセコ町、下川町、上士幌町が認定をされておまして、いずれも環境問題を主としてございます。それで、本町の応募の考えでございますけれども、地域資源を活用した環境や経済との連携、また、環境社会・経済の新しい価値創造など、現時点では幅が広く、ハードルが高いと感じております。当面は、本町の地球温暖化対策実行計画を着実に推進するとともに、昨日宣言をさせていただいた、ゼロカーボンに向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、家庭LED化の助成につきましては、現行制度ではございませんので、今後に向けた課題にさせていただきたいと考えてございます。

また、子どもたちの学べる場ということでございますけれども、はれっぱにおいて、指定管理者と連携して子どもたちを対象に、SDGsをテーマとしたイベントまたはワークショップなどの開催を検討してまいりたいと考えてございます。子どもたちからSDGsなどについて、ぜひそういう声が出るような取り組みにしていきたいというように考えてございます。

また、中央公園周辺の環境でございますけれども、現在中央公園については、ごみは持ち帰るということとなっております。これからオープンします、はれっぱについても同様でございます。町民の期待は大きく、また、町内外多くの方々が気持ちよく利用していただけますように、啓発及び指定管理者との連携促進を図ってまいりたいと考えてございます。

議 長
内田議員

1番 内田 恵子議員。

いろんな流れで、今、こういう夢のある施設ができて、辿り着いたところですから、今後、また皆さんでやっていただきたいと思います。ごみについては、徹底した、徹底した、お願いをいたします。

議 長

以上で、内田 恵子議員の一般質問を終わります。

加藤議員

次に、8番 加藤 真悟議員。

それでは、私からは、地域におけるスポーツ振興と環境整備についてと題し、教育長に質問させていただきます。現在、南幌町は移住定住の政策が実りはじめ、人口増加という希望の光を灯すことができました。若年層が増加している現在、学校教育のほかにもスポーツを通じて一人ひとりが健やかに元気よく育ってもらうために環境づくりを整えることは重要であると考えます。

我が町においては、これまでもスポーツ少年団や同好会などが空知管内はもとより全道、全国で活躍する成果を上げており、他市町村に比べても遜色のない素晴らしい人材がいることは事実であります。この輝いている子どもたちを、さらに後押しできるような環境を整えることで、町のイメージアップにもつながるのではと考えます。そこで教育長に2点質問します。

1、今後の南幌町のスポーツ指導における人材不足の問題や課題点、展望については。

2、町内スポーツ施設や用具の更新などを含めた環境整備を行っていく考えは。

議 長
教 育 長

教育長。

地域におけるスポーツ振興と環境整備についてのご質問にお答えします。

1点目のご質問については、現在、8つの少年団で地域の方の指導により、これまで活動を継続しています。新たな指導者の加入もあり、現時点において、各少年団の指導者の人材不足は無いものと認識しています。団体種目においては、加入団員の減少が課題となっていますが、スポーツ少年団本部においては、各少年団の現状や課題を共有し、指導者間の連携を図っています。今後においても、少年団本部と連携し、子ども達がスポーツを楽しむことができる環境の充実に努めてまいります。

2点目のご質問については、教育施設長寿命化計画に基づき、令和5年度において、大規模改修工事を予定しているスポーツセンターをはじめ、社会体育施設が安全にスポーツを楽しむことができる環境の整備に努めるとともに、スポーツ用具についても、適宜更新を行い、適切な維持管理を行ってまいります。

議 長
加藤議員
(再質問)

8番 加藤 真悟議員。

答弁ありがとうございました。人材不足は現状ではないというお答え、これは大変喜ばしいことで、教育長をはじめ関係各位の皆様のご尽力の賜物と、本当に喜ばしいこととございます。ですが、今後もこのまま指導者が10年後、20年後、ずっと確保されているという保証はないものと考えております。そこで、将来の問題になり得ることを今から対策していくこと、これが重要なのではないかと考えております。例えばなんですけれども、白糠町という所ではふるさと納税を活用しまして、海外から指導者を招聘しまして、ナショナルコーチも経験している方を招聘して、地域のスポーツの強化につながって、優秀な成績を残しているのだそうです。資金の潤沢な町ではあるのですが、純粋に南幌町に当てはまるかといえばそうではないのかもしれませんが、こういったことで、子育て支援、スポーツの振興につなげて、さらには地域リーダーの養成にもつながっているという話であります。そういった部分は南幌町も今後見習って行って、この指導者の確保という点で、今後も考えていかなければならない問題かと思っております。

そこで、昨年4月に、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り

方に関する総合的なガイドラインというものがスポーツ庁より示されております。それについて、南幌町としてどのように考えていくのか、そこを1つ伺いたいと思います。また、働き方改革によって部活動等の土・日・祝日の取り扱いですとか、また、指導者の位置づけと資格など、補償等そういうのも示されているのか伺いたいと思います。

2点目なんですけれども、スポーツセンターの改修工事については今後詳細な計画とかが出てくると思うので、そちらは、また詳細が出てきたら私としても検討していきたいと考えております。また、スポーツセンターに限らず、各施設でやはり老朽化が進んでおりますので、日々のメンテナンスのよしあしで寿命というものが決まってくると思うので、そういう点も現在もやっておられるとは思いますが、施設管理についても十分留意して進めていただけたらと思います。また、野球場も大分老朽化が進んでおりますので、ちょっと目をかけていただければと思います。

用具については、少年団の方々、日々利用している方は、何があるのかというのを把握しているとは思いますが、そうではない一般町民の方というのは、どのような用具があって、こういうのがあるのかどうなのかというのも、しっかり把握できておられないんじゃないかと思うので、そういった部分の、例えばなんですけれども、一覧表ですか。できればこんなサイズのハンドブック等、こういうのを南幌町で貸し出しできますよというのが、何かあればいいのかなと考えていたんですけれども、その辺でまた、要望もしやすい形で何かできればと思っていますので、その辺の考えを伺いたいと思います。

議 長
教 育 長
(再答弁)

教育長。

加藤議員の再質問にお答えをいたします。まず、部活動の地域移行の関係でございますけれども、北海道教育委員会のほうでは、国のガイドラインに基づきまして、北海道部活動の地域移行に関する推進計画素案というものにおきまして、令和5年から令和7年度を、改革集中期間から改革推進期間に変更いたしまして、令和7年度末としていました、休日の地域移行の目標達成時期を削除し、重点的に取り組みを行い、地域の実情などに応じて、可能な限り早期に実現を目指す表現を改めた計画案を現在策定しているところでございます。教育委員会といたしましては、その道の計画案が示された後、文化活動を含め、スポーツ少年団本部やスポーツ協会などの関係者による現状や課題の整理をしながら、生徒が部活動を継続していくために必要な運営体制ですとか、練習環境などについて協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、働き方改革に伴う報酬等の関係でございますけれども、これにつきましても、まだ道教委自体も、予算が各市町村教育委員会に示されておられません。そういったことで、先ほどの地域移行の考えも踏まえながら、予算がある程度見えてきた段階で、教育委員会としても今後の対応を進めてまいりたいというように思っております。

次に、用具の関係ですけれども、現在、用具につきましてもはスポーツセンターにおきまして貸し出しとしてありますけれども、コロナの

感染拡大防止ということで、今、一時ストップしております。ただ、これまで貸し出しとしましては、ボール類で申し上げますと、バレーボールとバスケットのそれぞれボール、それからラケットではバドミントン、それと卓球のラケット、それから羽あるいは球、また、スポーツセンターにあるほかのものについても要望があれば貸し出しをさせていただいております。今、議員のご指摘いただきました、その辺の周知については特にしておりません。利用者から貸してくださいと言われれば貸しているだけでございますけれども、今一度内部でその辺の貸し出しの在り方を検討させていただければというふうに思います。

議 長
加藤議員
(再々質問)

8番 加藤 真悟議員。

1点目については、さらに国から、道からの指針が示されてからということだったので、ぜひ子どもたちが不都合のないように、また、指導者としても、実情として、今現在自分が指導をしたいからということで、その地域の少年団とかに関わっていただいている人ばかりで人材確保ができていくという内容だと思っているんですけども、いずれそうじゃなくなってきた場合のところで、今後も人材の確保というところがなければ、子どもたちの健康・体力を育てるという点で、不都合が出てくるのかなと思いますので、その点は十分に考えていただいているとは思いますが、今後もやはり子どもたちのために、今やっていることが最低ラインとして、今後も目をかけてやっていただきたいなと思います。

それと、施設管理についても、要望みたいな形になってしまうんですけども、やはり近隣にとってもいい施設ができますので、そういう所に小さい子どもたちを連れて行ってやるですとか、そういうところも検討していただいて、さらに南幌町の子どもたちがいろんな刺激を受けてやっていただけるように、これからも取り組んでいってほしいと思います。

また、用具については検討していただけるということで非常にありがたいと思います。

議 長
教 育 長
(再々答弁)

教育長。

加藤委員の再々質問の関係で、1点だけお話しさせていただきます。地域における人材確保、今後将来に向けてでございますけれども、現在においても少年団で活躍されたこれまでの子どもたちが、また南幌に残っていただいて、それぞれ少年団の今の子どもたちに教えてあげる人材が非常に多くなってきたかなというふうには、実感として感じております。これからも町の子どものたちがいろんな競技でそれぞれ活躍し、そして将来的に南幌町に戻ってきて、さらに、その子どもたちに指導していただけるように、少年団本部とも連携を図りながら進めてまいりたいと思っております。そういったことでご理解いただければと思います。

議 長

以上で、加藤 真悟議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

本日予定しておりました全ての日程が終了いたしました。予算審査

特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって予算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

御苦労さまでした。

(午前 11 時 38 分)

令和5年 第1回南幌町議会定例会（3日目） 会議録

令和5年3月15日（水）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 惠 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 惠 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	加 藤 真 悟
9番	川 幡 宗 宏	10番	細 川 美喜男
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

6番	本 間 秀 正	8番	加 藤 真 悟
----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	斉 藤 隆	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	小 笠 原 正 和
農業委員会会長	鍋 山 洋 一	監 査 委 員	白 倉 敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	藤 田 雅 章
税 務 課 長	渡 辺 廣 貴	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子
産 業 振 興 課 長	岩 本 聖	都 市 整 備 課 長	黒 島 滋 規
会 計 管 理 者	蛭 沢 千 晴	病 院 事 務 長	渡 部 浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	鈴 木 潤 也	生涯学習課参事	原 田 光 一
--------	---------	---------	---------

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	笠 原 大 介
-----------	---------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 笠原大介
10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田隆樹
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議長 おはようございます。
去る3月9日より予算審査特別委員会のため休会となっております、令和5年第1回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。
本日の出席委員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

●日程24 議案第19号 表彰条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第19号 表彰条例の一部を改正する条例制定につきましては、表彰に係る対象者などの見直しを行うため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第19号 表彰条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明を申し上げます。

始めに、改正の概要について申し上げます。今回の改正は、表彰対象者及び功労表彰に係る贈呈品の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、別途配布しております議案第19号資料新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

第3条第1項については、功労表彰に係る表彰対象者の規定で、第3号について、現行制度との整合性などを図るため、助役、収入役の文言を削除し、教育長を加えるものでございます。

次の第2項については、功労表彰者への贈呈品の規定で、贈呈品について、表彰状と一体となった表彰盾とするため、功労章並びに表彰状とあるのを、表彰盾に改めるものでございます。

次の第4条第1項については、勤続表彰に係る表彰対象者の規定で、第3号について、第3条第1項第3号と同様に改めるものでございます。

最後に附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第19号 表彰条例の一部を改正する条例制定については、原

案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程 25 議案第 20 号から日程 27 議案第 22 号までの 3 議案につつまして関連がございますので一括提案をいたします。

●日程 25 議案第 20 号 南幌町情報公開条例の一部を改正する条例制定について

●日程 26 議案第 21 号 南幌町個人情報保護法施行条例制定について

●日程 27 議案第 22 号 南幌町情報公開・個人情報保護審査会条例制定について

以上、3 議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第 20 号から議案第 22 号の 3 議案につつましては、いずれも個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、関係する条例を整備する必要があるため、本案を提案するものです。

詳細につつましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第 20 号から議案第 22 号までの 3 議案についてご説明申し上げます。

まず、議案第 20 号 南幌町情報公開条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

初めに、改正の概要について申し上げます。今回の改正は、個人情報の保護に関する法律の一部改正による、南幌町個人情報保護法施行条例の制定により、これまでの南幌町情報公開審査会について、南幌町個人情報保護審査会と統合し、南幌町情報公開・個人情報保護審査会を設置することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、別途配布しています、議案第 20 号資料新旧対照表をごらん願います。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

第 17 条第 1 項中、南幌町情報公開審査会を、南幌町情報公開・個人情報保護審査会に改めるものでございます。

次に、第 23 条から、3 ページ、第 26 条まで並びに第 30 条については、南幌町情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴い、削除するものです。

最後に、附則として、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

次に、議案第 21 号 南幌町個人情報保護法施行条例制定についてご説明申し上げます。

初めに、条例制定の概要について申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報に係る法律の規定が、地方公共団体に直接適用されることに伴い、現行の南幌町個人情報保護条例を廃止し、法律で委任された必要な事項を新たに定めるものでございます。条例の構成については、第1条から第15条までの構成となります。

第1条は、条例制定の趣旨でございます。

第2条は、定義として、第1項では実施機関の規定、第2項では、この条例で使用する用語の規定です。

第3条は、個人情報取扱事務を開始しようとする時の届出の規定で、これまでと同様に取り扱うものでございます。

第4条は、開示請求書に記載すべき事項の規定です。

第5条は、開示決定等の期限について、法では開示決定等を行う期限については、条例で定めることにより、30日より短い期限とすることを可能としており、従前どおり、請求があった日から起算して14日以内とするものとし、次ページ、第2項では、事務処理上の困難性などの正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができるものと規定するものでございます。

第6条は、開示決定等の期限の特例規定でございます。

第7条は、開示請求に係る手数料等の規定で、従前同様、手数料は無料とし、写し等の交付及び送付に要する費用については、請求者が負担しなければならないとする規定でございます。

第8条は、訂正請求書に記載すべき事項の規定です。

第9条は、訂正決定等の期限について、請求のあった日から30日以内とするものとし、第2項では、事務処理上の困難性などの、正当な理由があるときは、30日以内に限り、延長することができるものと規定するものでございます。次ページにまいります。

第10条は、訂正決定等の期限の特例規定です。

第11条から第13条までについては、利用停止請求に係る、請求書に記載すべき事項、利用停止決定等期限及びその特例を規定するものでございます。

第14条は、従前の南幌町情報公開審査会と、南幌町個人情報保護審査会を統合し、新たに設置される南幌町情報公開・個人情報保護審査会への諮問することができるとする規定でございます。

第15条は、運用状況の公表として、毎年1回、実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめて公表することを規定しています。次ページにまいります。

附則として、第1条は、施行期日の規定で、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、附則第1条第7号に掲げる、地方公共団体の施行期日を、令和5年4月1日と定めており、当該期日から施行するものでございます。

第2条は、従前の南幌町個人情報保護条例の廃止規定です。

第3条は、経過措置の規定で、第1項では、旧条例に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例に

よること。第2項では、この条例の施行日前に、旧条例の規定によりされた個人情報取扱いの届出は、新条例第3条第1項の規定によりされた届出とみなすこと。第3項では、この条例の施行日前に、旧条例の規定による請求された保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例によること。第4項では、正当な理由なしに、この条例の施行前において、旧実施機関が保有していた、一定の事務の目的を達成するために、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した、個人の秘密に属する事項が記録されたものを、この条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金の対象となること。第5項では、前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た、この条例の施行前において、旧実施機関が保有していた旧条例に規定する個人情報を、この条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すること。次ページにまいります。第6項では、前2項の規定は、指定管理者が行う、公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者についても準用すること。第7項では、第4項から前項までの規定は、町の区域外において、これらの項の罪を犯した者にも適用すること。最後に、第8項では、前条の規定により、旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例によることをそれぞれ規定しております。

次に、議案第22号 南幌町情報公開・個人情報保護審査会条例制定についてご説明申し上げます。

初めに、条例制定の概要について申し上げます。個人情報の保護に関する法律の一部改正による、南幌町個人情報保護法施行条例の制定により、従前の南幌町情報公開審査会と南幌町個人情報保護審査会を統合し、南幌町情報公開・個人情報保護審査会を設置することに伴い、審査会の運営等に関する事項を新たに定めるものでございます。条例の構成については、第1条から第17条までの構成となります。

第1条は、条例制定の趣旨でございます。

第2条は、審査会の設置の目的及び実施機関の諮問に応じて調査審議することを規定しています。

第3条は、本条例で用いる用語の定義を定めるものでございます。

第4条は、所掌事項の規定で、本審査会が調査審議する内容を定めており、第1号では、行政不服審査法による諮問に応じ、公開決定等又は公開請求に係る、不作為についての審査請求に関する事項、次ページにかけまして、第2号では、審査会への諮問に応じ、開示決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用訂正請求に係る、不作為についての審査請求に関する事項、第3号は、審査会への諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項を調査審議することとしています。

第5条は、審査会の組織の規定です。

第6条は、審査会委員の委嘱、任期に関する規定です。

第7条は、審査会の会長及び副会長について定めるものです。

第8条は、審査会の調査審議は、この条例に定めるところにより、実施するとするものでございます。

第9条は、審査会の調査権限の規定で、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書又は保有個人情報への提示を求めることができることとし、第2項では、諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならないこと、第3項では、審査会は、審査請求に係る事件に関し、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている、情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を、審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができること、次ページにかけて、第4項では、審査請求人等に意見書又は資料の提出を求めることができることを規定しております。

第10条は、意見の陳述の付与に関する規定です。

第11条は、意見書等の提出について、審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出できることを規定するものです。

第12条第1項から第4項までについては、審査会に提出された意見書又は資料等の取り扱いに関する規定で、審査請求人等に対する閲覧権の付与と一定の場合の制限、また、閲覧についての審査会による日時・場所を指定することができることを規定しております。

第13条は、審査会の審査請求に係る調査審議手続が非公開であることを規定しています。

次ページにかけまして、第14条は、審査会が答申をしたときには、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表すべきことを規定しています。

第15条は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査審議の規定で、審査会は、第4条第3号に掲げる所掌事項を遂行するため、必要があると認めるときは、実施機関及び実施機関以外の者に対して、資料の提出などの必要な協力を求めることができることを規定しています。

第16条は、規則への委任規定です。

第17条は、審査会委員の守秘義務違反についての罰則規定です。

附則として、第1条は、施行期日の規定で、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、附則第1条第7号に掲げる、地方公共団体の施行期日を令和5年4月1日と定めており、当該期日から施行するものでございます。

第2条は、経過措置の規定で、旧条例で委嘱された南幌町個人情報保護審査会及び南幌町情報公開条例により委嘱された南幌町情報公開審査会の委員は、この条例の施行日に、審査会の委員として委嘱されたものとみなすと規定しております。第2項は、旧審査会の委員や旧審査会の委員だった者に係る、守秘義務を規定するものです。第3項は、施行日前に旧条例の規定により、諮問された旧審査会による、調査審議に係る取り扱いの規定でございます。第4項は、施行日前にし

た行為に対する、旧条例の規定による、罰則の適用に関する規定です。第5項は、第2項の規定による守秘義務に違反した場合の罰則規定で、第6項では、第5項の規定は、町の区域外において、同項の罪を犯した者にも適用することを規定しております。

以上で、議案第20号から議案第22号の説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第20号 南幌町情報公開条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第20号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第21号 南幌町個人情報保護法施行条例制定についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第21号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第22号 南幌町情報公開・個人情報保護審査会条例制定についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第22号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3議案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。採決にあたりましては議案ごとに行います。

議案第20号 南幌町情報公開条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第21号 南幌町個人情報保護法施行条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第22号 南幌町情報公開・個人情報保護審査会条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程28 議案第23号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関

する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第23号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、人事院規則の改正及び職員の休暇取得期間を変更するため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第23号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

初めに、改正の概要について申し上げます。今回の改正は、国家公務員において、人事院規則の改正により、職員の休憩時間制度の柔軟化に係る措置について、令和5年4月1日から施行されることになりました。これにあわせ、地方公務員においても、国家公務員の措置を踏まえ、休憩時間の柔軟化について、所要の措置を行うよう通知があったこと及び職員の休暇取得期間について、これまでの暦年管理であったのを、職員の採用・退職及び人事異動の時期にあわせ、年度管理とするため改正するものです。

それでは、別途配布しております、議案第23号資料新旧対照表をごらん願います。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

まず、第6条第2項は、人事院規則の改正により、職員の休憩時間制度の柔軟化に係る規定を設けるため改正を行うもので、任命権者は、次に掲げる場合には、休憩時間を一斉に与えないこと、その他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができることとし、次に掲げる場合を第1号から第3号とする規定の整備を行うものです。

次に、第12条及び、次ページ第15条については、職員の休暇取得期間について、暦年管理から年度管理に変更するため、1の年ごとを1の年度に、当該年を当該年度に、その年をその年度に、前年を前年度に、翌年を翌年度に改めるものでございます。

次に、附則第1項は施行期日の規定で、この条例は令和5年4月1日から施行する。最後に第2項は、令和5年度の特例として、令和5年度の年次有給休暇日数については、令和5年1月1日から3月31日までの残日数に、5日を加えた日数とし、ただし年次有給休暇の合計日数は40日を超えないものとするものでございます。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第23号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程29 議案第24号 町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第24号 町税条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法等の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。税務課長。

税務課長 それでは、議案第24号 町税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。この度の町税条例の一部改正は、地方税法等の一部改正により、追加された条項について行うものでございます。

それでは、別途配布いたしました議案第24号資料の、新旧対照表にてご説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、下線の箇所が改正部分でございます。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定で、法改正に伴い、市町村の条例で定める割合を追加するものでございます。次ページにまいります。

附則は、施行期日を規定するものです。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第24号 町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程30 議案第25号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第25号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

それでは、議案第25号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

この条例は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の設備及び運営基準について国の基準省令を踏まえて市町村が条例を定めているもので、本町には、該当施設はありませんが条例を整備しているものでございます。この度の改正の主な内容は、児童の安全の確保に係る規定などを加えるものです。

別途配布いたしました議案第25号資料の新旧対照表にてご説明いたします。左側が新条例、右側が旧条例、下線の箇所が改正部分です。

第6条では、保育所との連携について規定しており、本条例に第7条の3が加えられることから、本条文にそれを適応させるものです。2ページにまいります。

第7条の2では、安全計画の策定等について加えるもので、第1項では、設備の安全点検や、職員、乳幼児等に対する事業所外での活動など、日常生活における安全に関する指導、職員の研修や訓練などの安全計画を策定し、それに従い必要な措置を取ることが義務づけられています。

第2項では、職員に対して安全計画の周知をするとともに、研修、訓練を定期的に行うことを、第3項では、安全の確保に関して保護者との連携や取組内容についての周知をすることを 第4項では、計画の定期的な見直しについて規定しています。

2ページ下段から3ページにかけての第7条の3では、自動車を運行する場合の所在の確認を規定しており、第1項では、事業所外での活動などのための移動に自動車を運行する時には、乗車及び降車の際に、点呼や乳幼児の所在の確認をすることを規定しており、第2項では、通園の送迎を目的に日常的に運行する場合には、当該自動車にブザーなどの見落とし防止装置を備えることを規定するものです。

第10条では、他の社会福祉施設等と併せて設置する時の設備及び職員の基準について規定しており、旧条例では利用乳幼児の保育に直接従事する職員は、他の社会福祉施設等の職員を兼ねることができませんでしたが、この度の改正により保育に支障がない場合は兼務を可能とするものです。

次の第13条では、懲戒に係る権限の濫用禁止を規定していましたが、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されていることに伴い、本条例においても削除するものです。

第14条第2項では、感染症及び食中毒の予防やまん延防止のため

に職員に対する研修や訓練を定期的に行うことを加えるものです。

4 ページにまいります。第 25 条の保育の内容では、保育所の所管事務が従来の厚生労働省からこども家庭庁に移管されることに伴い内閣総理大臣が保育指針を定めることとなるために改めるものです。

附則として、第 6 条では、第 7 条の 3 第 2 項に規定している利用乳幼児の見落としを防止するブザー等の装置の設置が困難な事情があるときは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて乳幼児の所在の確認を行うことにより、令和 6 年 3 月 31 日までの期間の猶予を設けるものです。

附則として、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定は、公布の日から施行する。

以上で、議案第 25 号の説明を終了いたします。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第 25 号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程 31 議案第 26 号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第 26 号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、議案第 26 号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

この条例は、認定こども園や保育所及び地域型保育所である小規模保育事業や事業所内保育事業などの運営基準について国の基準を踏まえて市町村が条例を定めているものです。この度の改正は、こども家

庭庁設置法に伴う関係法律の整備に伴い、本条例で引用している法律の条項ずれによる改正が主なものです。

別途配布いたしました議案第26号資料の新旧対照表にてご説明いたします。左側が新条例、右側が旧条例、下線の箇所が改正部分です。

第4条は利用定員を規定しており、新条例の法第19条第3号に改正している法とは、引用している子ども子育て支援法の改正に伴うものです。以降、引用している法第19条とあるのは、同様の改正でございますので説明を省略させていただきます。

次に、5ページ上段をごらんください。第15条第1項第3号の改正は引用している学校教育法の改正に伴うものです。次の第4号は、子ども家庭庁の設置に伴う所管の変更に伴う改正です。

次に、下段の第26条は、懲戒に係る権限の濫用禁止を規定していましたが、削除するものです。

次に、9ページ中段の、第44条は特定地域型保育の取扱方針を規定していますが、子ども家庭庁の設置に伴う所管の変更に伴う改正です。12ページにまいります。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

以上で、議案第26号の説明を終了いたします。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第26号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程32 議案第27号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第27号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

それでは、議案第27号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

この条例は、学童保育事業の設備及び運営基準について国の基準省令を踏まえて市町村が条例を定めているもので、この度の改正は、児童の安全の確保に係る規定などを加えるものです。

改正の内容につきましては、議案第25号や議案第26号と同様の規定が含まれておりますので、重複する部分の詳しい説明は省略させていただきます。

別途配布いたしました議案第27号資料の新旧対照表にてご説明いたします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、下線の箇所が改正部分です。

1ページから2ページにかけての第5条の2第1項から4項は、安全計画策定等についての規定を加えるものです。2ページにまいります。

第5条の3は、屋外活動時の自動車利用における児童の所在確認についての規定を加えるものです。

次に、第11条の2では、業務継続計画の策定等について規定しており、感染症や非常災害の発生時や非常事態の中であっても早期に再開をするための計画の策定などについて規定を加えるものです。

第2項では、職員に対し業務継続計画の周知や研修、訓練を定期的に行うことを、第3項では、計画の定期的な見直しについて規定しています。

3ページの第12条第2項では、衛生管理等の条文を改めるものです。

次に、附則として、第3条では、第5条の2で規定した安全計画の策定等については、本条例の施行日から令和6年3月31日までの経過措置を設けるものです。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で、議案第27号についての説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第27号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議 長

●日程33 議案第28号 南幌町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第28号 南幌町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定につきましては、建築基準法の規定に基づき、地区計画区域内の建築物の制限を定めるため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長 それでは、議案第28号 南幌町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定について御説明申し上げます。

本条例につきましては、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画内の建築物の用途、敷地及び構造に関する制限に関する事項を定めるため、必要な条例を制定するものです。新条例でございますので、朗読の上、必要に応じ説明を加えさせていただきます。

南幌町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例。

目的、第1条。この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域に限る。）内の建築物の用途、敷地及び構造に関する制限を定めることにより、当該区域における適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

適用区域、第2条。この条例は、別表第1に掲げる地区整備計画区域に適用する。別表第1をごらんください。

ここでは、二地区の地区整備計画区域を定めており、新しく準工業地域等の用途地域の変更を行った南町周辺地区と従前から準工業地域であった元町1丁目地区としています。条例本文にお戻りください。

建築物の用途の制限、第3条。地区整備計画区域（地区整備計画において当該地区整備計画区域を2以上の地区に区分しているものにあつては、その区分されたそれぞれの地区の区域とする。以下「計画地区」という。）内においては、別表第2の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる建築物は、建築してはならない。別表第2をごらんください。ここでは、第2条でご説明いたしました南町周辺地区と元町1丁目地区について、アの建築してはならない建築物とイの建築物の外壁等の面の位置を定めています。条例本文にお戻りください。第2項、前項の規定は、町長が当該計画地区内における土地の利用状況等に照らして、周辺の健全な都市環境の確保に支障がないと認めて許可した建築物については、適用しない。第3項、町長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、南幌町都市計画審議会の意見を求めるものとする。

建築物の外壁等の面の位置の制限、第4条。建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線又は道路境界線までの距離は、別表第2の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる距離以上でなければならない。

建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合等の措置、第5条。建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について、当該敷地の過半の属する計画地区に係る第3条の規定を適用する。第2項、建築物の敷地が地区整備計画区域の外と一の計画地区にわたる場合において、その敷地の過半が当該計画地区に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、当該計画地区に係る第3条の規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用しない。第3項、建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合又は地区整備計画区域の内外にわたる場合で、前2項の規定により難いときにおける第3条の規定の適用については、法第91条の規定の適用の例に準じて町長が定める。

既存の建築物に対する制限の緩和、第6条。法第3条第2項の規定により第3条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条第1項の規定は、適用しない。第1号、増築又は改築が基準時における敷地内で行われるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における建築物の敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項から第5項まで及び法第53条の規定に適合すること。第2号、増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。第3号、増築後の第3条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

公益上必要な建築物の特例、第7条。この条例の規定は、町長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地については、当該許可の範囲内において適用しない。

委任、第8条。この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

罰則、第9条。次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。第1号、第3条第1項の規定に違反した場合（次号に規定する場合を除く。）における当該建築物の建築主。第2号、第4条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）。第3号、法第87条第2項において準用するこの条例の第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者。第2項、前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。第3項、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

議長

以上で、議案第28号の説明を終わります。
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。
(なしの声。)

それでは採決いたします。
議案第28号 南幌町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで、場内時計で10時35分まで休憩をしたいと思います。
(午前10時26分)
(午前10時35分)

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程34 発議第1号 南幌町議会個人情報保護条例制定についてを議題といたします。

石川議員

提案理由及び内容の説明を求めます。7番 石川 康弘議員。

ただいま上程いただきました発議第1号 南幌町議会個人情報保護条例制定につきましては、現在、南幌町議会の個人情報の保護制度は、南幌町個人情報保護条例によって規律されていますが、改正後個人情報保護法が施行される令和5年4月1日以降は、その条例が廃止されることになるため、引き続き同水準で南幌町議会の個人情報の保護制度を規律する必要があるため、本案を提案するものであります。

本条例につきましては、議会まちづくり特別委員会での審議を経てまとめたもので、条例の構成につきましては、第1章第1条から第6章第58条までの構成となります。新条例ですので、議案書を基に内容を随時説明してまいります。

第1章、総則。第1条は、条例を制定するにあたり、目的を明確にするため規定するものです。

第2条は、この条例においての個人情報を含む用語の定義を定めたものです。

2ページ進んでいただき、第3条では、その保有する個人情報に対する議会の責務を定めております。

第2章 個人情報等の取扱い。第4条は、個人情報を保有する場合の制限等について定めております。

第5条は、個人情報の利用目的の明示について定め、次のページ第6条では、個人情報の不適正な利用の禁止について定めております。

第7条では、個人情報の適正な取得について定め、第8条では、保有個人情報の正確性の確保について定めております。

第9条は、議長及び個人情報の取扱いの委託を受けた者の安全管理措置についてを定めております。

第10条は、個人情報の取扱いに従事している職員等の守秘義務について定めております。

第11条は、個人の権利利益を害するおそれ大きい保有個人情報の漏えい等が生じたときに、本人に対し通知すること等について定めております。

次のページ、第12条は、保有個人情報の利用及び提供の制限について定め、さらに次のページ、第13条は、保有個人情報の利用及び提供の制限について定めております。

第14条では、保有個人情報の提供を受ける者に対して、必要な制限や漏えい防止等の個人情報の適切な管理に必要な措置を講ずることを求めることについて定めております。

第15条は、個人関連情報の提供を受ける第三者に対し、必要な制限や漏えい防止等の個人情報の適切な管理に必要な措置を講ずることを求めることについて定めております。

第16条と、次のページ第17条では、仮名加工と匿名加工情報の取扱いに係る義務について定めております。

第3章、個人情報ファイル。第18条は、個人情報ファイル簿を作成し、公表すること等について定めております。

2ページ進んでいただきまして、第4章、開示、訂正及び利用停止。第1節、開示。第19条と第20条では、保有個人情報の開示請求権とその開示手続きについて定めております。

第21条から、2ページ進んだ第22条、さらに次のページ第23条は、開示請求があったときの開示義務及び不開示情報、部分開示、裁量的開示について定めています。

第24条は、保有個人情報の存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるときは、開示請求を拒否することができることを定めております。

第25条から第27条では、開示請求に対する決定をしたときの、開示請求者に書面で通知すること、開示決定等の期限、不開示決定等の期限の特例について定めております。

次のページ、第28条は、開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときの意見書提出機会の付与等について定め、第29条では、開示の実施方法について定めております。

次のページ、第30条では、他の法令による開示の実施との調整について定め、第31条では、開示請求に係る手数料等について定めています。

第2節、訂正。第32条から次のページ以降の第38条まででは、保有個人情報の訂正請求権について事務の詳細を定めております。

第3節、利用停止。第39条から次のページにかけての第44条では、保有個人情報の利用停止請求権について事務の詳細を定めております。

第4節、審査請求。第45条では、開示決定等に対する審査請求に

については、審理員による審理に関する規定を適用しないことについて定めております。

第46条では、審査請求があったときは、南幌町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないこと等について定めております。次のページになります。

第47条は、第三者からの審査請求を却下又は棄却する場合等における手続等について定めております。

第5章、雑則。第48条は、開示、訂正及び利用停止に関する規定の適用除外について定め、第49条では、開示請求等をしようとする者に対する情報提供等について定めております。

第50条は、個人情報等の取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めなければならないことについて定めております。

第51条は、専門的な知見に基づく意見を聴くために南幌町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることを定めております。

次のページ、第52条は、条例の施行状況の公表について定め、第53条では、この条例に係る委任について定めております。

第6章、罰則。第54条から第57条では、職員等が正当な理由なく個人情報ファイルを提供したときや守秘義務を守らなかったとき、職務に必要な個人秘密が記録された文書等を収集したときの罰則について定めております。

第58条は、偽りその他不正の手段で保有個人情報の開示を受けた者に対する罰則について定めております。

最後に、附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

経過措置として、この条例の施行の前日に議長に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第4条第1項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、同日において第12条第2項第1号又は第13条第2項の同意があったものとみなす。以上であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第1号 南幌町議会個人情報保護条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程35 発議第2号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

追加日程1 発議第3号から追加日程7 報告第29号までの7議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、追加日程1 発議第3号から追加日程7 議案第29号までの7議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第3号 食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

6番 本間 秀正 議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第3号 食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程2 発議第4号 L G B T Qに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

3番 熊木 恵子議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直

本間議員
議長

熊木議員
議長

に採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第4号 LGBTQに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

ここで、11時30分まで休憩をしたいと思います。

(午前10時57分)

(午前11時46分)

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●追加日程3 発議第5号 国立病院の機能強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

3番 熊木 恵子議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第5号 国立病院の機能強化を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程4 発議第6号 新型コロナウイルス感染症法上の位置づけを5類に移行しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

3番 熊木 恵子議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

熊木議員
議長

熊木議員
議長

それでは採決いたします。

発議第6号 新型コロナウイルス感染症法上の位置づけを5類に移行しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程5 発議第7号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

2番 佐藤 妙子議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

それでは採決いたします。

発議第7号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程6 報告第2号 令和5年度各会計予算及び関連条例の審査報告についてを議題といたします。

審査報告について予算審査特別委員長より報告願います。

6番 本間 秀正議員。

令和5年3月14日付け、南幌町議会議長宛て、予算審査特別委員長名。委員会審査報告書。本特別委員会に付託された事件は、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第11号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第12号 令和5年度南幌町一般会計予算

議案第13号 令和5年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第14号 令和5年度南幌町病院事業会計予算

議案第15号 令和5年度南幌町下水道事業特別会計予算

議案第16号 令和5年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算

議案第17号 令和5年度南幌町介護保険特別会計予算

議案第18号 令和5年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上8議案について3月10日、13日、14日の3日間において

佐藤議員
議長

本間議員

慎重審議をした結果、賛成多数により可決すべきものと決定しましたので報告します。以上です。

議長

ただいまの委員長報告についての質疑を行います。

3番 熊木 恵子議員。

熊木議員

私は令和5年度予算についてはおおむね賛成であります。予算審査質疑の中で、総務費の子ども室内遊戯施設管理事業の説明で、指定管理料は人件費や光熱費、諸物価の高騰などから引き上げられることが予想されるとして、その場合は補正予算を組み対応しなければならないなどの説明でした。今年度予算を審議する場で、先に補正ありきの説明に、私自身は大変違和感を覚えました。

また、南幌温泉の改修について、これまで検討チームの改修案の説明を受けてきました。今予算に計上されていないということについても、違和感を覚えました。確かに、実施設計が確定しておらず、予算計上は難しいとの説明ではありましたが、担当課の説明は丁寧でありましたが、今予算に全く載せないというのは、納得のいくものではありませんが、この件については答弁を求めるものではありません。私は、南幌温泉を多くの町民や町外の利用者に喜んで利用していただける施設にするために、町も議会も知恵をあわせて、方向性を示していく必要があると考えています。

今予算委員会では、多くの質疑に対して、真摯に答えてくれた職員の皆様には感謝をいたします。以上1点についてだけ、御答弁をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

本間議員

熊木議員の質問にお答えをいたします。今回の予算審査特別委員会の中で、説明についてですが、特別委員会としての意見については、意見は付さないと決定いたしました。その審議の中で、熊木議員と同じような意見が出ました。審議の結果、議会事務局長を通して、原課にこういった審議がなされたことを伝えてもらうということにいたしましたので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案についてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

予算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり可決であります。

それでは採決いたします。

採決にあたりましては、起立採決を行います。

議案第11号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第12号 令和5年度南幌町一般会計予算

議案第13号 令和5年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第14号 令和5年度南幌町病院事業会計予算

議案第15号 令和5年度南幌町下水道事業特別会計予算

議案第16号 令和5年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算
議案第17号 令和5年度南幌町介護保険特別会計予算
議案第18号 令和5年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算
以上8議案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名、着席1名)

どうぞ御着席ください。賛成起立多数であります。よって本8議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

●追加日程7 議案第29号 教育長の任命についてを議題といたします。

局長に朗読させます。

議会事務局長

(朗読する。)

議長

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第29号 教育長の任命につきまして、提案理由を申し上げます。現教育長であります小笠原 正和氏の辞職に伴い、前南幌小学校校長で、現在、滝川第三小学校校長である西田 篤人氏を任命いたしたく、議会の同意を求めます。任命につきまして、御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第29号 教育長の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提案された全ての議案審議が終了いたしました。ここで、退任されます教育長に御挨拶をいただきます。

教育長

このような機会をいただきましてありがとうございます。私から一言、この退任にあたりまして御挨拶をさせていただきたいと思っております。

昭和51年に南幌町役場に奉職以来47年となりました。これまで多くの方々に御指導いただき、何とか勤め上げることができました。議員の皆様には、平成24年に私が議会事務局長として拝命をして5年半、平成29年10月に教育長として就任してから5年半と、11年もの長きにわたりまして、数々の御指導をいただき、大変お世話になりました。特に、教育長として議会での質疑には緊張もいたしましたけれども、自分としても大変勉強になるものでございました。また、新型コロナウイルス感染症での対応にあたったこの3年間、議員皆様からたくさん励ましをいただきました。これまで、学びを止めることなく教育行政を進めることができましたことを、町民の皆様、議員皆様に深く感謝を申し上げるところでございます。今後は、一町民と

議長

して南幌町の発展を見守ってまいりたいと思います。長年にわたり、本当にありがとうございました。

最後に、閉会にあたり、失礼とは存じますが、着座のまま一言御挨拶を申し上げます。去る3月8日以来、9日間、議員各位におかれましては、時節柄何かと御多忙中にも関わらず、熱心に審議を賜り、本日をもって令和5年度予算の成立をみましたことに、議長として厚くお礼を申し上げたいと存じます。また、会議を通じて、議事進行に各位の御協力を得ましたことに、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

大崎町長をはじめ理事者各位におかれましても、令和5年の予算を初め、成立をみた各議案につきましても、執行に当たっては、適切な運用をもって進められ、町政の発展、町民のために、一層の御努力をお願い申し上げる次第であります。

この度、3月をもって勇退される小笠原教育長、管理職を解かれる佐藤保健福祉課長には、長引くコロナ禍の中で、適切に職務に精励されたことに、感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

議場において皆様と顔を合わせることも、本日をもって最後となると思います。過去4年間コロナ禍の中で、何かと自粛を余儀なくされた運営ではございましたが、南幌町議会の運営が円滑に本日まで遂行できましたことに、皆様に感謝とお礼を申し上げます。来るべき4月26日をもって任期が満了いたしますが、町議会選挙に再出馬はされない各議員については、健康に留意され、南幌町の発展のために、今後とも御指導、御協力を切にお願いを申し上げます。さらに、この度の町議会選挙に再出馬を予定されている各位には、来る4月18日告示、23日投開票日の選挙において、全員が当選の栄を得られて、再びこの議場に全員が顔を合わせるよう、格別の努力と健闘を御祈念申し上げたいと存じます。

町民の皆様には、行政、議会に協力いただき、衷心より感謝を申し上げます。今後とも、南幌町が安心安全なまちづくりが構築できますことを祈念し、甚だ簡単ではございますが、私の任期最終のお礼と挨拶に代えさせていただきます。大変ありがとうございました。

これをもちまして閉会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会といたします。

御苦労さまでした。

(午後 0時11分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

6 番 _____

8 番 _____